

総務常任委員会  
予算常任委員会総務分科会

(平成28年12月12日)

[予算常任委員会分科会]

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。

インターネット中継をお願いいたします。

予算常任委員会総務分科会をただいまから開催いたします。

先週の一般質問に引き続きまして、本日は委員会審査となっております。

なお、不適切な対応により時効が成立し、税債権が消滅した件につきましては、付託議案審査終了の後に執行部よりご報告をいただきますので、委員各位のご了承をいただきたいと思っております。

まずは、今回の委員会中に所管事務調査を行うかどうかを確認させていただきますが、ご提案はございますでしょうか。

(「正副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

今、正副一任という声をいただきましたが、なかなか日程がとれないということもございますので、今回は所管事務調査を行わないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、これより予算常任委員会総務分科会の審査を行います。

まず、政策推進部長よりご挨拶をお願いします。

○ 館政策推進部長

おはようございます。

座って失礼します。

本日から委員会のほうをどうぞよろしくをお願いいたします。

例によりまして、政策推進部、トップバッターということで、本日、政策推進部といたしましては、補正予算の中で港関係、それから、債務負担行為の関係ということで大きく2点でございます。どうぞ審議のほどをよろしくお願いいたします。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第5項 港湾費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

資料はどの資料で説明でしょうか。

○ 荒木政策推進部参事兼政策推進課長

おはようございます。政策推進課長の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、予算常任委員会資料の1ページ目でございます。こちらでご説明申し上げますが、補正予算書といたしましては、歳出第8款土木費、第5項港湾費、48ページから、補正予算参考資料といたしましては33ページというふうになってございます。

説明につきましては、先ほど申し上げましたが、予算常任委員会資料の1ページで行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

四日市港管理組合負担金についてでございます。

四日市港管理組合の一般会計におけます国の内示に合わせました補助事業の減額、また、公債費の減額補正などによりまして負担金の減額をお願いするものでございます。

資料の下の表をごらんいただきたいと思います。

一般会計全体でございますが、補正予算額につきましては合計の欄、一番下でございますが、1億7100万円余の減額というふうになってございます。

続きまして、歳入の各科目の欄をごらんいただきたいと思います。歳出に関する特定財源、使用料でございますとか、国庫支出金などを差し引きまして、本市の負担額といたしましては、一番上の欄でございますが、分担金、負担金、2500万円余の減額の44.4%の1123万7000円をお願いするものでございます。

主な内容でございますが、歳出のところでございます。港湾建設費のところでございますが、こちらは約1億2000万円余の減額というふうになってございます。

その主な明細といたしまして、先ほどの資料の中段のところを書いてございます。

ぼつの四つ目でございますが、霞4号幹線に関しましては、事業の組みかえなどによりまして2億8826万3000円を増額いたしてございますが、霞ヶ浦地区27号岸壁ほかにつきましては、国からの内示で減額というふうになってございます。しかしながら、別途、富田港護岸補強工事につきましては、国からの内示では8900万円割れてございましたが、別途、国の経済対策によりまして4000万円の追加内示があったということでございます。

また、港湾管理費でございますが、4700万円余の減額を計上いたしてございますが、主なものといたしましては、四日市地区物揚げ場補修での工事内容の変更によりまして2000万円の減額というふうになってございます。

さらに、公債費でございますが、借入金の減、借入金利が当初の想定を下回ったことによりまして、2200万円余の減というふうになってございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

#### ○ 早川新平委員

真ん中辺の霞4号幹線でちょっと教えていただきたいのがあるんですけども、直轄事業の組みかえって、これどういう、組みかえというのはどういう意味なの。

#### ○ 荒木政策推進部参事兼政策推進課長

これにつきましては、直轄事業で行っておる事業が三つほどございまして、霞4号幹線、24号岸壁の補修、それと、東防波堤の補修というふうに三つの直轄事業でお願いしてございまして、24号岸壁と東防波堤の補修につきましてこちらへ組みかえしたというような内容でございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

それは説明してもらったのでよくわかっているんだけど、直轄事業で地元の負担金が3分の1ありますやんか。県と市で6分の1ずつやわね、三重県と四日市市で地元負担金というのは。それ、全て国の直轄事業やで、そこの比率というのは全く変わらんということやな。

○ 荒木政策推進部参事兼政策推進課長

済みません、霞4号幹線におきましては、四日市港管理組合負担分が3分の1でございます。それで、私、先ほど申し上げました24号岸壁と東防波堤の補修に関しましては、四日市港管理組合負担分は45%でございます。ですもんで、若干、地元負担率というのは変わっております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、霞4号幹線は、当初、片側2車線で上り下りで4車線化だけれども、片側1車線でまず開通させるんやね。そうすると、総額がかなり減りますやん。たしか4.1kmで420億円ぐらいで大体1km、100億円の大体道路やという試算をしておったんやけど、その約5分の3ぐらいで済むのかなと思っておるんやけど、半額にはならへんで、大概ね。それで、今の経済事情を見ると、もうこれで俺、終わりやと思っておるんやけど、実際の話が。それでも全て比率というのはずーっと一緒に行くわけやね。一緒ですね。

○ 荒木政策推進部参事兼政策推進課長

一緒です。

○ 早川新平委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

## ○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

おはようございます。広報広聴課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、業務・事務処理委託等に要する経費のうち、広報広聴課関係分についてご説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

説明のほうは、補正予算参考資料でございます。こちらでございます。こちらの補正予算参考資料に基づいて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

補正予算参考資料の63ページ、64ページをお願いいたします。

63ページのナンバー4から11までが広報広聴課分でございます。全て来年4月1日以降も継続して、もしくは、新年度早々から実施する必要がある業務でありますことから、債務負担行為として計上させていただくものでございます。

いずれも債務負担の期間は平成28年度から平成29年度まででございます。契約は平成28年度中に結びますが、予算の執行は平成29年度になります。平成28年度の執行はございません。いわゆるゼロ債務となっております。また、いずれも従前からの継続事業となっております。

なお、補正予算書では11ページ、それと、63ページに記載がございます業務・事務処理委託等に要する経費という部分が該当する箇所になります。

それでは、補正予算参考資料の64ページ、一番下段をごらんいただきたいと思います。

こちら、AR（拡張現実）コンテンツ制作に係る業務委託でございます。こちらのほうからご説明を申し上げます。

本市では、情報発信手法の多様化、それから、若年層など市民に興味を持っていただくきっかけとすることを主な目的といたしましてAR機能を活用いたしまして、広報よっかいちの表紙などにスマートフォンをかざしますと、関連動画などを再生できたりする四日市スマートフォンARアプリまるごと四日市を運用しております。当該業務は、このサービスで使います映像を制作するものでございます。予算額は記載のとおりとなっております。

続きまして、65ページをお願いいたします。

こちらは、広報よっかいち作成に係る業務委託でございます。本市では、ご承知のとおり

り広報紙を上旬号、下旬号、月2回発行しております、その印刷業務でございます。予算額は記載のとおりでございます。

続きまして、外国語版広報紙の作成に係る業務でございます。こちらは、本市に多数在住されます南米系市民の皆さんを対象に、ポルトガル語によります広報紙を発行するものでございます。予算額は記載のとおりとなっております。

次に、市政情報等提供番組の制作に係る業務委託でございます。こちらは、市政情報や市の魅力などをお知らせする本市の提供番組ですね。ちゃんねるよっかいちのコンテンツを制作するものでございます。聴覚に障害のある人に配慮いたしまして、これまで手話をつけておりましたが、障害者差別解消法の施行を踏まえまして、新年度以降、全て字幕つきとして制作いたしたいというふうに考えております。

次でございます。コミュニティーFMによるラジオ番組の制作・放送に係る業務委託でございます。災害発生時などでも重要な役割を担うこととなります地域に根差したコミュニティーFM局ならではのネットワークを生かしまして、市民に身近な情報などをきめ細かくお伝えしていきたいというふうに考えております。予算額は記載のとおりでございます。

次に、インターネットによる行政情報提供に係る業務委託でございます。こちらは、ホームページのトップページに配置するバナーの作成など、コンテンツの新規作成及び更新、それから、公開サーバーへのアップロードを行うものでございまして、予算額は記載のとおりとなっております。

次、66ページをお願いいたします。

市長による定例記者会見の議事録を作成する業務委託でございます。会見要旨につきましては、市のホームページで公開することといたしましております。予算額は記載のとおりとなっております。

次が最後になりますが、インターネットの自動翻訳に係る業務委託でございます。こちらのほうは、ホームページ上の日本語テキスト部分を英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の4カ国語に自動翻訳するサービスを運用するものでございまして、予算額は記載のとおりでございます。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 早川新平委員

ちょっと2点、教えてください。

広報よっかいちの作成業務委託で6619万円、これ、月2回で年間24回、これ、配達の費用は入っておらへんの。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

こちらは、印刷の経費のみでございます、配布に係る費用は含まれておりません。

○ 早川新平委員

そうすると、配達の費用というのは、どこから出てるの。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

こちらは、市民文化部のほうで所管をさせていただいております。

○ 早川新平委員

その金額はわからんわな、ここでは。わかるか。わからんならわからんでええ。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

申しわけございませんが、ちょっと今お答えする資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

○ 早川新平委員

もう一点は、市政情報等提供番組、ちゃんねるよっかいち、これは、CTYは使っておらんということですか。制作費ということですか。



○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

今回、上げさせていただいておりますのは、番組制作、中身をつくる業務でございます、放送経費は含まれてはございません。

○ 早川新平委員

番組をつくるだけなんやね。だから、それにはCTYはかかわっておらんということ。内容はこういうもので、四日市市役所のほうがこういう内容とか、こういう場所で番組をつくってくれということを委託するのやろう。市が全部やっておるの。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

現在、このちゃんねるよっかいちの番組制作に関しましては、プロポーザル方式で制作会社を選定いたしまして、そちらのほうに市が委託、当然、編成会議なんかは我々も入りますけれども、そういった形で形態をとっております。

○ 早川新平委員

その費用ということやね。それだけやね。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

市政情報等提供番組制作の委託の件ですが、手話から字幕に変わったということで、これは経費的には変わらないということなんですかね。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

先ほどの私の説明に一部不足もございまして、申しわけございません。

手話につきましては、従前から全て、月に3本制作しておるんですが、こちらは手話は従前からつけております。一方、文字、字幕につきましては、月3本制作するうちの文字放送があったほうがより理解しやすいだろうという、言葉がたくさん出てくる番組内容で

あるとか、難しい内容であるとか、それを月3本のうち、1本のみをこれまで字幕をつけておりましたんですけれども、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行を踏まえて新年度からは常につけようと。手話と両方の形を考えております。

○ 中川雅晶委員

それ、字幕がふえてもそのまま経費は変わらないということですね。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

ちょっと答弁に不足がございまして申しわけございません。

その分につきましては、余分に経費はかかります。

○ 中川雅晶委員

限度額がふえたということですね。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

はい、限度額はその分増額で要求のほうをさせていただいております。

○ 中川雅晶委員

もう一点、ちゃんねるよっかいちがプロポーザル方式で委託をされて、番組制作をしてもらっていると。これ、例えば、この番組に対する評価とかというのはどういう形でフィードバックされているんですかね。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

これまで、例えば、アンケートはがき、視聴者プレゼントをつけてご意見もいただく形もとっておりますし、市政情報発信アドバイザーに参画していただく会議でご意見等もいただいたりはしてまいりました。

○ 中川雅晶委員

この市の制作する番組に対して、どんな意見が多かったですかね。

## ○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

平成10年度から市民リポーターを活用しておりまして、市民目線でレポートしていただくというところがございますので、そういった形で身近に感じていただけるような番組づくりには努めておるんですけれども、あわせて、放送エリアが年々拡大していく中で、余りかたい四日市の市政だけにこだわることなく、より、例えば、シティプロモーション的な要素も入れるような形で、皆さんのいろんなご意見なんかを踏まえながらやっておりますし、あとは、メディアミックス、広報紙との連動とか、そういったご意見もいただきましたので、そういったメディアミックスというものも少しずつでございますが進めてまいってきております。

## ○ 中川雅晶委員

ここは債務負担行為のお話なので、中身についてはまたあれでしょうけど、少し、いろんな意見とかを分析していただいて、市が主体的に委託しているのであれば、市のつくる番組ですよ。であれば、いろんな意見はあると思うんですけど、もう少し、これ、また中身に入るのをやめますけど、見ていてなるほどなとか、納得できるような番組づくりを進めていただきたいなというふうに思うんです。わかりやすさ、どこに重点を置くかというのはいろいろあると思うんですけど、市民リポーターのよさもあると思うんですけど、いい意見を取り入れて、少し質の高い少し番組にさせていただいたりとか、取り上げる内容もタイムリーな、本当のシティプロモーションの視点を入れるというプラスはあると思うし、どういうことを取り上げているのかというのをそのとき、それに適したものをチョイスしながら流していただくように要望だけしておきます。

以上です。

## ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

## ○ 早川新平委員

今、中川委員が手話と字幕、これはもう当然つけてもらうのはいいんですけど、説明していただいたときに、それで幾らアップしたかということだけ、それはあかんと言っておる

のと違うで、そういうところを教えてください。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

今回、限度額で1820万円を計上させていただいておりますが、平成28年度の予算で1540万円でございますので、差し引きしますと280万円ほど増になっておりますが、実は、この字幕スーパーの部分の追加分、月1本から3本になった2本分以外に、実は、手話に要する経費をこれまでかなり低額でお願いしておりました。これをいわゆる世間でいう相場的な形にちょっと増額をお願いしたいと考えておりました、その分も一部でございますが含まれております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

先ほど、中川委員が質疑した時に、それはこういう理由でこれだけアップしたということをやっぱり詳細に教えていただくなりすると、こういう質問をせんでもいいので。ありがとうございます。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

参考資料の64ページのARコンテンツ制作業務委託ですが、ここに書いてあるとおり、情報発信の手法が多様化してくると、さまざまな手法で発信をしていただくというのは大変大事なことやなというふうなことを思うんですけども、さまざまな手法のどれが一番効果的なのかという検証も必要なのかなという気がするんですけどね。そうすると、この債務負担行為限度額の中に、この業務委託の中には、成果の検証とか、そういうのは多分入っていないんだろうなという気がするんですけども、そこは、まず入っているのか、入っていないのかということ。

それから、もし入っていないとすると、その他の媒体もそうですけれどもどのように検証しているのか、そのあたりをちょっと考え方、教えてほしいんですけど。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

まず、1点目のご質問に関しましては、そういった経費は含まれておらずに、中身、コンテンツの制作、映像制作のみに関する経費でございます。

検証ということでございますけれども、十分なものではないというふうには思っておりますが、市政アンケートでは、どの程度の方が見ていただいているかということは質問項目に入れておきまして、今年度の市政アンケートの結果でいいますと、このARを3カ月以内に利用したことがあるという方は1.3%にとどまっております。まだこの歴史が浅いわけなんですけれども、ちなみに、平成27年度の市政アンケートでは0.9%でございましたので、わずか0.4ポイントでございますけれども上がったという状況でございます。

ほかの媒体は私どもも幾つか持っておりますが、現状、いわゆる視聴率とかそういったものを検証する手法といたしましては市政アンケートにとどまっている状況でございます。広報よっかいちなんかですと80%から90%という数字が毎年出ておりますし、ちゃんねるよっかいちですと3割程度というような数字が出ております。それ以外の手法というものいろいろとやるべきだというふうには思うんですが、現状はこういった形にとどまっております。

以上でございます。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

随分以前からケーブルテレビなんかの視聴率かそういうのはなかなか調べるのは難しいんだという話はあるけど、きちっと調べる方法もあるらしいので、それはそれとして、ただ、さまざまな媒体、これから多様化してくると、何が一番効果的なのかという、めり張りをつける手法も大変大事なかなと。四日市の広報、結構私は、かなり一生懸命頑張っていると思うんですけど、そういう意味でいうと、さらに伸ばしていこうと思うと、ポイントを絞ってここというところにお金をかけるみたいなのところも大事なかなという気がするので、引き続きの努力をお願いしたいんですが、やっぱり業務委託の中にもどうなんだという、そういうところも少し加味した予算もこれから重要なかなという気がするので、総体的に予算をつけるんじゃなくて、もう新しいところには一度こういう手法も試してみるということも大事なかなという気がしますので、ぜひ充実をしていただきたいという要望をして終わります。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

#### ○ 中川雅晶委員

インターネット自動翻訳サービス業務委託、思いのほかそんなに限度額は高くないんやなというのが印象なんですけど、この4カ国に限定されている理由であったりとか、ほかの周辺、例えば、三重県内のほかの自治体とか東海地方で自動翻訳というのは何カ国ぐらいやっているのかなど。

#### ○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

まず、後のほうのご質問でございますが、他市の事例まではちょっと完全に把握できておりませんが、おおむね主流はこの4カ国語であるというふうに認識しております。四日市でございますけれども、外国人人口が直近で8100人程度外国人市民の方がいらっしゃるというふうに認識しておりますが、そのうちの25%、約2000人がブラジル国籍の方ということで、ブラジル国籍の方はポルトガル語でございますし、一番多いのはブラジル人なんですけど、あとは、2番目が韓国、朝鮮、3番目が国籍でいいますと中国という形になりますが、この方々は基本的に日本語はある程度できる方が大半でございますので、ポルトガル語、それから、南米系でもブラジル以外の国籍の方はスペイン語を使われますので、そういった方に配慮してスペイン語を導入していると、市民向けに関してはこういった考え方でやっております。

以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員

私、一般質問でも取り上げた子育てアプリのときに、清須市がこれ、6カ国語やったと記憶しているんですけど、多分、韓国語とかタガログ語が入っていたと思うんです。タガログ語は余りあれかもしれないけど、韓国語はありかなとかと思って、今、韓国人も多いとおっしゃっていて、ただ、韓国人といっても、もうほとんど日本語しかわからない方も多分ようけおられるかもしれないけど、でも韓国からこっちへ来られている方もおられて、日本語はもちろん堪能かもしれないですけど、あつて困ることはないかなと思って。これが莫大な経費がかかるのであれば、それもちよっとどこかに集中しなきゃいけないのかも

しれないですけど、これぐらいの経費ならば、1カ国語ふえてもそんなに大したことないのかなとかと素人では考えてしまうので、少しその辺もやってもらってもいいのかなと。

ただ、自動翻訳もどの程度のレベルかというのもあって、私も視察に伺ったときは、極めて直訳的なものでどうなのかなとはおっしゃっていたので、その辺の質の問題もあるのかもしれないですけど、でも私は例えば海外に行ったときに、日本語の例えば直訳的なことがあったとしても、ホームページでそういう機能があれば非常に助かるかなというふうに想像するので、その辺ももしそういうところが検討可能であれば、ぜひ検討いただきたいなということだけお願いしておきます。

○ **伊藤嗣也委員長**

ご意見でよろしいでしょうか。

○ **中川雅晶委員**

はい。

○ **平野貴之委員**

自動翻訳のところなんですけど、僕、ちょっと今、市のホームページで見ていて、例えば、ポルトガル語のところを選択して、全然読めないんですけど、適当に押しながら進んでいくと、大体みんな資料にたどり着くんですけど、マップとか、それ、全部日本語なんです。それ、全部外国語のやつを掲載するのはまた莫大な費用がかかると思うんですけど、そうすると、どれだけの効果が今あるのかなと思って。確かに中川委員がおっしゃったように、自分が外国へ行ったときに、妙な片言な日本語が書いてあったとしても、それはそれで助かるんですけど、最終点が日本語なのでどのぐらいの効果が今あるのかなというところはあるんですけど、それってわかりますか。

○ **加藤政策推進部参事兼広報広聴課長**

平野委員おっしゃるとおり、進んでいきますとPDFファイルになってしまいますので、これは自動翻訳機能ではどうしようもない部分でございます。このあたりを例えばポルトガル語版を作成するとか、そういった形が必要になってまいります。

○ 平野貴之委員

でも私としては別にそこまで全部はやってあげる必要はないのかなと思うんです。最終点やと、わからなかったらメールしろとか、どこかの窓口に来てくださいよとか、そうしたら通訳がいるのでとか、そういう形で回しておくのがいいのかなと。もう最後まで全部翻訳できるようにするとすると、やっぱり効果に見合わないような費用がかかってしまうと思うのでという提案でした。またお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっと教えてほしいんですけど、中国人の方に中国語はないとよく言われるんですよ。中国人の方、中国語というのはないんだと。北京語であったり、広東語であったりということで、全く通じないと、その言葉が外国語ぐらいのレベルでということで、これは、ちなみにどういう言葉を。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

私の認識が不十分かもわからないですけども、委員長おっしゃるように、北京語とか広東語、全く同じ中国国民であっても会話が成立しないというのはよく、私もその辺は認識しておるんですが、恐らく会話上の問題であって、字面上は同じ同一の中国語かなと思っておりますので、文字レベルであれば問題はないのかなというふうには認識をいたします。私の勘違いかわかりませんが、そのように認識はいたしております。

○ 伊藤嗣也委員長

そうすると、標準的なのがあるということによろしいんですね。私、そこまで詳しくないのでちょっと教えてほしかったんですけど。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

最大公約数の中国人の方が理解できる用語を使っておるつもりではございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。



○ 早川新平委員

北京語やろう。

○ 伊藤嗣也委員長

と思うんですが、今、はっきり北京語だとおっしゃらなかったの。  
よろしいですか。北京語とおっしゃらなくても。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

中国の公用語という意味では北京語というふうには思っておるんですけども、先ほどと重複、重なるんですが、文字上は、要は発音でない部分は基本的には同じなのかなというふうに認識をいたしております。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。  
他にございますか。

○ 日置記平委員

これは何で韓国語、ハングル文字はしやんのかな。

○ 館政策推進部長

先ほど来、今、四日市の外国人の中で一番多いのはもちろんブラジル系なんですけど、2番目に韓国、朝鮮の方が人数としては多いんですが、多くは在日の方々が多いものですから、その方々は基本的には日本語がもともと話せる方なのでということで、本当の意味での外国人の方と言いますか、その言葉しかわからないという方でいくと、順番としてはブラジル語、スペイン語、それから中国語という順番になっておるのでということでございます。ですから、そこら辺を実態に合わせておるというところでございます。

○ 日置記平委員

わかるんですが、もうそろそろ、もう少し間口を広げて、日本に一番近いのは台湾、韓国、中国、それぞれの国の人口構成からすると、それから日本との国交の問題、いろいろ

総合的に判断すると、やっぱりもうこれからは入れるべきではないの。観光元年のときに四日市の要所要所に案内板、例えば、近鉄四日市駅とか四日市港とかJR四日市駅とかに英語はあると。中国語があるかないか余り見たことないけど、それにやっぱりハングル文字も入れるべきではないかという発言を僕はしたことあったね。もうその時代に入っておるはずなんやけどね。そういうサービスもやっぱりすべきではないかな、次のステップとしてはね。これは要望です。

○ 伊藤嗣也委員長

要望ということで。

他にございますでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

これ以外の国に対するケアというのは何かあるの。このホームページ上で情報を見たんだけど、私の国のほうがわからんので教えてみたいなことがもしあったとすると、どういうふうにするの。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

現状、四日市市のことをお知りいただく手段としてはこれしかございませんので、ほかの言語しか理解できない方に対するツールというのはないのかなというふうに思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

ニューヨーク市では、多言語対応課があるんやわな。これ、大きいまちやであれやけど、せつかく四日市もこんなにやっておるんやで、例えば、外部の翻訳サービス業ってあると思うんやわ、いろんな多言語に対応する。もし問い合わせがあったときは、窓口はここがあると確認だけでも行政内でしておいたほうが丁寧かなという気がするんやけど、そういう対応はしていないよな、多分。この対応ぐらひは探っておいても損はせんと思うので、一遍やっておいたらどうですか。

○ 加藤政策推進部参事兼広報広聴課長

ありがとうございます。先ほど平野委員のほうのご意見もございましたように、例えば、ポルトガル語も最後に日本語に変わってしまうというところがございますので、市民文化部にはポルトガル語、スペイン語の通訳もおりますので、そちらに相談してくださいとか、1階の市民課の前に各国のオリエンテーションコーナーもございますので、そういった紹介をすることもあわせて、先ほど笹岡委員からご提案いただいたことについてもちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございます。これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第6号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

また、全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なお、お手元に平成28年度四日市大学運営協議会の報告をお配りしております。こちらは配付のみにとどめ、各自でお目通しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の事項に移ります。

政策推進部はご苦労さまでございました。理事者の入れかえをお願いします。

再開は10時50分をお願いいたします。

10:40 休憩

---

10:51 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、これより消防本部の審査を行います。

まず、消防長よりご挨拶をお願いいたします。

## ○ 山本消防長

改めまして、おはようございます。消防本部でございます。

本日の予算常任委員会総務分科会でご審議をお願いしておりますのは、1件でございます。平成28年度の一般会計補正予算、債務負担行為の消防本部に関係する部分の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

## ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、資料の説明を求めます。

## ○ 人見総務課長

総務課長の人見でございます。

私のほうからは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正のうち、消防本部関係分についてご説明を申し上げます。

説明につきましては、補正予算書、それと、11月補正予算参考資料、その二つをもってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、補正予算書の11ページをごらんいただけますでしょうか。冊子になってございます補正予算書の11ページでございます。そちらの11ページ、下段から2段目になります。

業務・事務処理委託等に要する経費ということでございます。こちらの項目につきましては、他部局と関連するものも含んで計上されているため、詳細につきましてはこれを踏まえまして補正予算参考資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算参考資料63ページをごらんください。

こちらには、他部局を含めました業務・事務処理委託等に関する経費の一覧を記載させ

ていただいております。消防本部につきましては、そのナンバー32、寝具取りかえ及び乾燥消毒業務委託でございます。

この寝具取替え及び乾燥消毒業務委託の詳細につきましては、同じ冊子の70ページ、補正予算参考資料の70ページ、そちらのほうに記載をさせていただきました。70ページの中段、寝具取替え及び乾燥消毒業務委託でございます。こちらに記載のとおり、今回、当直勤務をしております消防隊員の仮眠用の寝具の取りかえと乾燥消毒につきまして契約を結ぼうとするものでございます。

契約の限度額につきましては858万4000円でございます、平成28年度中に契約行為を行い、来年度、平成29年度1年間の契約を行おうとするものでございます。

消防隊員の寝具、これは、掛け布団、敷布団、毛布、枕、こういったセットになるわけでございますけれども、こちらにつきましては原則、個人貸与として貸与しております、適宜カバーやシーツ等の交換、そして、乾燥消毒の処理を行っているものでございます。この処理を行い、個人の職員の執務環境の整備、それに努めているところでございます。

また、来年度につきましては、（仮称）南部消防分署が4月から本格稼働するということを予定しております、今回はその勤務分、勤務人員分も含めましての契約をお願いするものでございます。

この業務の内容につきましては、個人用の246セット、共有用の8セットのカバー交換と乾燥消毒を委託するものでございまして、その回数につきましては、カバー交換は個人用が月2回、共有用が月4回、乾燥消毒が個人用が月1回、共有用が月3回で実施するものでございます。

なお、財源につきましては、朝日川越分署に勤務する職員に係る費用、これは個人用の16セットでございますが、こちらにつきましては、朝日町及び川越町にご負担をいただくということを予定しております。

説明は以上でございます。

## ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 早川新平委員

今、個人用とおっしゃったけれども、個人用と違ってもともと共同なのかと思っておったら、個人用ということですか。そうすると、当直する方は決まっておるということですか、ローテーションじゃなしに。

○ 人見総務課長

寝具につきましては個人貸与としておりまして、原則、個人に一人一人が決まった寝具で寝るという形をとってございます。

共有用につきましては、西南、北西の出張所、こちらについては共有としておりまして、これは北消防署、南消防署からそれぞれ、決まっておらん職員が出向するような形で勤務をしておりまして、そちらにつきましては共有用として寝具を共用して使用しているという形態になっております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

全然反対するのではなくて、そのあり方として、そうすると、今の人見課長のあれやと、布団とか、それは、一々、自分で終わったら上げていくということ、そういう方式をとっておるということですか。

○ 人見総務課長

現在、一人一人の寝具はこの布団収納袋みたいなようなものに入れてございまして、勤務が明けるとそこへしまつて、また次の勤務の者が出てくるとそれを出すというような形をとって対応をさせていただいております。

以上です。

○ 早川新平委員

よくわかりました。僕らは普通のベッドで誰でも寝るのかなと思っていたので、認識が全くなくて申しわけないなど。だから、当然、当直してもらうんやでそれだけの快適な仮眠がとれるようなしてもらうのはいいことやなというふうには思っています。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

今、カバーの交換とか回数、ちょっと早足でわからんだけど、大変な仕事をしていただいているので、やっぱり副議長がおっしゃるように快適な環境で過ごしてもらわなあかんと思うんだけど、その回数で職員の皆さんは十分満足しているのか、何かアンケートみたいなのはとったことあるんですかね。

○ 人見総務課長

アンケートという具体的なもの、回数についてはございませんが、規則上、そういう月一回の消毒とか適宜のカバー交換というのも決まっておりますが、職員のほうからは特段苦情等の問題はなく、運用をさせていただいております。

○ 笹岡秀太郎委員

言いにくい環境にあるかもわからないので、職員の身になった手当になっておるかどうかというのを一遍確認していただいて、本当にそれでいいかということ、で、人それぞれ違うだろうから一律というのもちょっと考え物だろうというふうな気もするし、本当に頑張って仕事をしていただいている中でそれでいいかどうかというのを検証だけは一遍していただくようにね。もし職員の声で不満の声があれば、もう早々の対応をしてやらんとこれはいかんと思いますので、充実した施策を展開してやってください。

以上です。

○ 人見総務課長

職場では安全衛生委員会等を開きまして、そこで職員等のいろいろなさまざまな安全に関するもの、衛生に関するもの、そういったものを意見聴取しながら対応させていただいております。今、委員のほうからは、そのような寝具に関する意見聴取を行うべきだというようなことをご意見いただきましたので、来年度はそういうような点にも配慮させていただきまして、対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員



くれぐれもよりよい快適な環境を求めてという意味やから、それを履き違えないように頼みます。お願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見ということで。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、次の事項に移ります。

消防本部はご苦労さまでございました。ありがとうございます。

理事者の入れかえをお願いします。

それでは、これより危機管理監の審査を行います。

まず、危機管理監よりご挨拶をお願いします。

○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

ことしもあと20日余りとなりましたが、ことしはやっぱり4月から熊本の地震、それと、夏の台風、それと、10月にも鳥取県中部地震ということで、各地で甚大な被害が出ているということです。私どもはやはり災害はいつ来るかわからないということで、自然災害を初めとするあらゆる危機管理に引き締めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、本日は、防災気象情報提供業務委託と、テレメーターシステムの保守点検業務委託に係る債務負担行為の補正についてご審査をいただきまして、ご承認をいただければというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

説明は室長のほうからさせていただきます。

### 第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、資料の説明を求めます。

#### ○ 増田危機管理室長

それでは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正の危機管理監分についてご説明をさせていただきます。

資料のほうは、補正予算参考資料の43ページのほうをごらんください。

まず、防災気象情報提供業務委託でございますが、これについては、各種の観測データの収集や分析を行い、各種気象情報の提供を受けようとするものでございます。

内容は、資料の下部の写真にもございますように、本市ホームページに専用ページをリンクさせまして、本市のピンポイント天気予報や雨量見込みを掲載しているほか、今後の雨量見込みや台風情報などの本市からの問い合わせに対しても24時間で対応していただくというものになっております。

この業務委託については、現在、平成26年4月1日から平成29年3月31日までを業務委託期間としておりまして、平成29年4月1日からまた新たに3年間業務委託をするため、補正予算額については限度額1170万円を平成28年度からの4年間の債務負担行為としてご審査をお願いするものでございます。

続きまして、資料は58ページのほうをごらんください。

これは、施設保守管理委託に要する経費といたしまして、テレメータシステムの保守点検業務を委託しようとするものでございます。市内21カ所に設置されております河川水位、それと、雨量の計測装置及びその親機となります計測データ処理装置の点検と軽微な障害修理を実施いただきます。平成29年4月1日から保守点検が発生するものについて平成28年度中に契約を完了することが必要であることから、平成28年度からの債務負担行為補正としてご審査をお願いするものでございます。

補正予算額は限度額344万8000円で、期間は平成28年度から平成29年までの2年間というふうになります。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 早川新平委員

全く反対する意見ではないんやけれども、雨量とかそれを全部はかっていて、その基準によって例えば警報とか注意報とかに当然リンクすると思うんやけど、それはその水量だけでそういう注意報、警報なんていうのは出すシステムになっているの。

○ 増田危機管理室長

まず、ちょっと少し分けて考えさせていただきますと、気象の予警報というのは、これは、津地方気象台のほうで出します。それで、これについては、四日市市の基準がございまして、それに基づいて、雨量とか、それとか風も全てそうなんですけれども、それに基づいて気象の予警報は出されると。私どもが持っている雨量とか水位については、これをもって避難の判断をするような基準というふうな形として使っているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 早川新平委員

この議案からちょっと外れていくんやけど、委員長、よろしいか。例えば、今、注意報、警報を発令すると言うんやけれども、例えば、市民の方が、いつも僕、言うんやけど、避難命令はわかるんやけど、避難勧告とかそこのところが余りわかっていないというか、わかっていないというよりも認知を余りしていない、そこのところね。だからそっちのほうは私はひとつ大事やなと思っていて、避難勧告、避難指示、そういったところのところは僕は、それは広報に入ってくるのかわからんけれども、たまたまこれで議案で出てきたので、避難勧告を出すとか、避難指示とか、そこの、要は、昔やと注意報とか警報というよく大概の人はわかっておるんやな。警報が出たらちょっと危ないよなというのが。そう

いったところは、これから広報していかないかなのかな。どれだけものをつくっても市民に伝わってなければ意味がないので、僕はもう常々、危機管理室の人にはそうやってお願いしているんやけどな。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見として、貴重なご意見を頂戴いたしました。

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

私もこれ、例えば、市民の方がどれぐらい見られているかというのは把握できるんですか。

○ 増田危機管理室長

市民の方が今現在、それをどのぐらいの方が今見ているかというのはちょっと把握はできません。

○ 中川雅晶委員

僕も早川さんおっしゃったように、これの活用法を考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。災害のときになったら、僕もこれを見ますし、これを見てどういうふうに行動するかというところで、今、こうやって資料を見させていただくと、市民はこの画面を見て、大体のポイントの水位とか雨量とかというのを確認することができる。市、危機管理室からの問い合わせとかというところで契約になっているということですよね。早く知った場合に、よりリアルタイムに近いというか、行動を起こしやすいような情報をこの中へ落とし込むとかということは、将来的にできないんですかね。

○ 増田危機管理室長

この中、ホームページの中にも雨量予測とか、気象の予測という、雨もそうなんですけれども、予測がちゃんと載っておりまして、それと私どもが聞く情報ともリンクはしているということで、実際、今もそういうような私どもが得ているような情報を既にそういう

ような形で市民の方には見ていただけるようになっています。

さらに、やっぱり今後の予測とかその辺で、やっぱりリアルタイムでどうしても知りたいので、私どもから電話をかけて今現在の状況とかそういうのを、今の観測状況から情報は聞いていると。市民の皆さんでそういうふうに見えるような形でホームページの構造もなっております。

#### ○ 中川雅晶委員

ただ、まだまだ素人から見ると、これでどの時点でどういう行動を起こしたらいいかというのは、正直なところわからないと思います。結構専門性の高い人やったら、それで早目早目とかというのになるんですけど、逆にこういう洪水なんかは、少しタイミングを逸して出てしまうことにより、より危険なこともあり得るので、よりリアルなというか、発信の方法とかというのも今後ぜひ検討いただきたいなと思いますし、せっかくのこのシステムをどう活用して、これをどう市民が有効利用できるかという市民の視点からの活用の仕方という部分も少し検討いただいたらどうかなと。何か、確かに市はこの委託でいろんな情報を得やすく判断の材料にするということというのはよくわかるんですけど、今度はもう少し市民がせっかく市が得た情報をどう市民が活用できるかという視点で活用方法をぜひ考えていただきたいと思いますので、その辺、どうですかね、所見。

#### ○ 増田危機管理室長

確かに委員おっしゃるとおりに、やっぱり市民の皆さんがいかに行動に移していただくかというのも非常に重要な観点ですし、そういうふうに情報提供もしなきゃいけないと思っております。ホームページの中でそれが可能なのか、それとも、例えば、その時点でわかった時点で、そういうような向こうから聞いた情報を市民の皆さんに伝えるような、例えば、早目の避難準備情報を出すとか、そういうような形でリアルタイムにその行動ができるような情報というのを出すようにちょっと心がけていきたいというふうに考えております。

#### ○ 中川雅晶委員

これは、例えば、観測ポイントのカメラでその状況は見られるというシステムにはなっていないんですよね。これ、例えば、鈴鹿川なんかは一応カメラが、よう見えませんが、

そういうようなものもついているのもあったりとかするじゃないですか。これ、大分経費は高くなってしまいうんですか。

#### ○ 増田危機管理室長

河川への監視装置というようなことだと思うんですけども、今、市内についているのは、鈴鹿川には確かに国土交通省さんのほうがつけている河川の監視装置があります。あれは結構いいカメラがついていまして、金額的には1000万円以上するようなカメラがついています。

あとは、民間のケーブルテレビ会社さんとかが、結構市内にカメラをつけていただいております。その中で河川を見るようなことができるようなところもございます。

その辺について、カメラの活用についてというのは、ちょっとこれは、私どもそれはちょっと研究をこれからはしてまいりたいなというふうに思っております。

#### ○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。

ぜひその辺も研究いただいて、それはどうしても目視したいという人もおられるので、そういうところには無用に行かずに、そうやって安全なところで確認できればそれに越したことはないという部分はありますけど、私は見るというよりも、得た情報、市を信頼できれば、市から得た情報が的確に水位が今どういう状況なのか、極めて自分に近いところの水位とかが情報としてしっかりとわかれば、それでもよしかなというふうには思いますので、ぜひその辺も検討いただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

ほとんど中川さんが言ってくださったので、これはいずれにしても情報をいただく業務委託だから、一つはやっぱり市民がどう有効に活用していくかということにはもう全くおっしゃるとおりやと思うので、どこかでこの使い方をわかりやすくどこかでPRする方法を考えていただきたいというのが1点と、それから、ぼつの下から二つ目の危機管理室室というのは24時間対応してもらっておるということで、いつもリアルタイムにそれが活用できるということなんだけど、例えば、これ、危機管理室だけの問い合わせの対応しかいかなのかね。例えば、商工農水部で例えば野外で活動するあしたの天気どうやろうとか、

雨量どうやろうというのは活用できやんの。窓口、こっちを通したらそれはええとは思はんやけど、行政全体が活用できる対応ではないということ、危機管理室だけということ。その辺だけ教えて。

○ 増田危機管理室長

他の部局も使うことは直接できるような形にはしてございません。私どもを通じて問うことになっておりまして、四日市まつりの際とか花火のときにも問い合わせをしております。私ども、一応、全て当直も含めて24時間で危機管理室の職員がいるようになっているので、その辺も含めて情報は提供できるような形はとっております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

とれる状況にはなっておるとのことやけど、契約上は危機管理室が聞くというふうになっているの。それとも四日市市が。どういう契約になっているんやろう。

○ 増田危機管理室長

契約上は、四日市市が聞くことになっております。ただ、相手の窓口もあることで、情報の一元化というようなことで、窓口では危機管理室というふうには絞らせていただいております。

○ 笹岡秀太郎委員

理解いたしました。

24時間対応していただいたので、例えば、今言ったイベント以外のことにもさまざまな活用ができると思うので、多分仕事はふえるんやろうけど、しっかり対応していただければなと思います。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)



○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。  
討論がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、危機管理室さん、ご苦労さんでございました。

理事者の入れかえをお願いします。

それでは、これより引き続きまして総務部の審査を行います。

まず、総務部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 辻総務部長

おはようございます。

まず、冒頭、先週末、市税等の取り扱いに関しまして職員の懲戒処分を実施させていただきました。本当に大変ご迷惑をおかけしました。この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

本日、委員会でございますけれども、今回、議案の中心は、人事院勧告を中心といたしました補正予算、また、一般議案も提出させていただいております。詳しくは後ほど人事課長から説明させますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費～第10款 教育費（人件費補正分）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第41号 平成28年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費（人件費補正分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第41号平成28年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての資料の説明を求めます。

○ 川口人事課長

よろしくお願いいたします。

議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）の歳出第1款議会費から第10款教育費までの人件費補正分及び債務負担行為の補正、それと、議案第41号平成28年度四日市市介護保険特別会計の人件費補正分についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計の人件費補正分でございますが、人件費は各款に分かれております関係で、補正予算書は26ページからでございますが、補正予算参考資料に基づき説明させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 川口人事課長

補正予算参考資料の1ページをお願いいたします。

こちらのほうは、会計別、支出内容別の補正額内訳でございます。補正の総額は一般会計で1億9100万円余りの減額、特別会計で500万円余りの増額、合計1億8584万円の減額をお願いするものでございます。

2ページのほうをお願いいたします。

今回の人件費補正の主な理由といたしましては、まず、1点目、人事院勧告に関する部分でございます。後ほど条例改正議案でもご説明させていただきますが、今年度の人事院勧告に準拠しまして、給料表の平均0.2%の引き上げ及び勤勉手当の支給月数の0.1月の引き上げ等をお願いしております。これに係るものといたしまして1億1300万円の増額となっております。

2点目といたしましては、毎年4月1日付で定期人事異動を行っておりますが、当初予算をご審査いただいた積算人数と実際の配置数にずれが生じますことから補正をお願いするものでございます。具体的には、当初予算策定時の積算人数と人事異動の結果を受けまして、実際に配置した職員数の差や入れかわりによる職員間の給料額の差によるものでございます。正規職員及び再任用職員において今年度4月に配置を予定しておりましたが、確保できなかったというような欠員分と年度途中での退職による減額等ございまして、8000万円の減額でございます。

3点目といたしましては、無給、または給料減額される育児休業等の新規取得分による減額でございまして、本年4月以降で新たに育児休業等を取得した職員に係る給与等2億300万円の減額を行うものでございます。

4点目は、通勤手当その他、職員手当等による減額でございまして、合計で1600万円を減額するものでございます。

3ページ、4ページのほうには、支出科目別の給料、各職員手当、共済費をお示ししてございます。

続きまして、債務負担行為の補正でございしますが、同じ資料の64ページをごらんいただきたいと思えます。

64ページに業務・事務処理委託等に要する経費というのがございまして、これの3番目の項目にあります。平成29年度の職員定期健康診断等に係ります業務委託費で、限度額は994万5000円でございます。こちらは、労働安全衛生法に基づき実施します職員の健康診断及び産業医の委託に関するものでございまして、健康診断につきましては受託事業者との実施時期の調整の関係上、また、産業医委託につきましては平成29年4月1日から選任が必要となるため、今議会での債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

説明は以上でよろしいですね。

ありがとうございました。

ご説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

わからんところだけ、64ページの産業医を選任していくという説明、ちょっとその辺の意味がよくわからんのやけど。

#### ○ 川口人事課長

産業医でございますが、当然、ドクターということで市のほうではなくて委託によりまして産業医についていただくドクターを決めさせていただいておるということで、4月1

日から当然3月31日までの1年間ということでございますので、債務負担行為を追加させていただきます今年度内に決めさせていただきたいということでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

それ、わかるんやけど、何か法令か何かで新しく決まったということじゃなくて、従来もそうやったということで理解でいいんですか。

○ 川口人事課長

安全上におきまして、従来から産業医の選任というのは決められてございまして、四日市でもこれまでもずっと選任のほうをさせていただいてございました。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

ちょっとその件でよろしいか。

市立四日市病院、本市はありますよね。そこではだめなんですか。何か特別に別のドクターじゃないといけないとか。

○ 川口人事課長

特に市立四日市病院のドクターではだめだというふうになっているわけではございません。ただし、健康診断を基本診ていただくというのが産業医としては結構大きな部分を占めてございまして、市立四日市病院の場合は急性期病院ということで、健康診断等はなかなか受けていないというようなところもありまして、現在のところ、市立四日市病院で選任という形はとらせていただいております。

○ 伊藤嗣也委員長

余りあれしませんが、産業医って別に健康診断のところのドクターじゃなくてもいいわけですし、そんな決まりは何もないので、立派な病院があるので一度検討してくればと

思います。

他にございますか。

○ 平野貴之委員

補正予算参考資料の2ページの下の育児休業のところなんですが、この見込みというのはどういうふうに計算等々されていたんですか。

○ 川口人事課長

当初予算でどのように見込んだかということによろしいでしょうか。

○ 平野貴之委員

はい。

○ 川口人事課長

例年、育児休業につきましては、来年度の当初予算を見込む際に、既に申請の出ているものにつきましては、その月数とかそういうものがはっきりしてございますので、その部分については当初予算で盛り込みをさせていただいております。それ以降、申請の出るものにつきましては、例年、こちらの補正のほうでお願いしておるということがございます。

○ 平野貴之委員

それで、今回、減額ということは、当初、申請が出ていたものが取り下げられたということなのか、申請していたのに実は出産したら退職されたとか、そういうことなんですか。

○ 川口人事課長

当初の予定自体が変わったというような補正ではございません。当初、例えば、5人、育児休業をもう既にとるという申請が出ておったというものにプラス、新たに当然、妊娠されるとかというようなことで、年度の途中で育児休業になるという方がどんどん申請のほうとしては出てくるということになりまして、新たに追加させていただくの方が無給になっていくということで、その部分が見込めないということで補正のほうでお願いして

おるといふことをございます。

○ 平野貴之委員

その見込む分はなかなか難しいと思うのでいいんですけど、ちなみに、この育児休業をとられている方の中で、男性の職員の方ってどのくらいいらっしゃるんですかね。

○ 川口人事課長

例年の例でいきますと、もう本当にお一人、もしくは、お二人というようないでございます。ことしも少なくともお一人、お二人はとってみえたかと思ひます。

○ 平野貴之委員

私の知り合ひの他市の市役所の職員の人によると、結構男性でもとっている方がいて、その人自身も1年か半年ぐらいいとっていたんですけど、やっぱり比べるとちょっと少ないかなという印象があるんですが、男性への育児休業への取得というのはどの程度進めているんですかね。

○ 川口人事課長

最初、お子さんが生まれたというやうな形で、その所属の上司が育児休業をとれるというやうな形を把握した段階で、その所属長からそういう男性職員についてもこういう制度があるよというやうな形で、そういう制度の説明等をまずさせていただくというやうなところが大きいかとござひますが、それ以外でも育児に関するハンドブック等を四日市のそういう制度等を男性職員にも見ていただけるやうな形で周知のほうはさせていただいてござひます。

○ 平野貴之委員

という形やと、やっぱり上司の方からとなると、もう市役所の方々みんな、結構忙しくて、なかなかそのシステムがあるのはわかっていても、とてもじゃないけどそんなの申請できる雰囲気じゃないというのはあると思うんです。ただ、男性の育児休業の取得も結構社会的に今、求められていて、市役所の人たちがとることで民間企業にも広まっていくと思うので、また、そうやって育児休業を長くとれることで待機児童の解消とかにもつなが

っていくと思うので、ぜひちょっとそこも強く、男性の育児休業取得というのちょっとプッシュしていただきたいなと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、ご意見で。

○ 平野貴之委員

はい、いいです。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

先ほどちょっと産業医のところ、ここの業務委託の産業医は市の庁舎だけですね。特別会計とか公営企業とかというのはまた別で、そこはそこでまた置かなきゃいけないんですかね。

先ほど市立四日市病院って言いましたけど、市立四日市病院も産業医を置かなきゃいけないですね。働いているドクターに対して産業医を置かなきゃいけない。これは、例えば、産業医のドクターは、心療内科系なのか、それとか、総合医的な方なのか、その辺はどうなんですかね。

○ 川口人事課長

ドクターの選任に関しまして、どういう系統というふうな形でのそういう区別というのはつけてございません。今現在、そういう精神系の専門とか、そういう形ではない方ということでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁ございますか。



## ○ 柴田人事課長補佐

済みません、先ほどのご質問なんですけれども、産業医になっていただくという場合、産業医の資格というか、そういった研修に出てもらっておるといような方がいらっしゃいますので、そういった中でしていただいておりますという状況になっており、法的に決まっておりますというところがありますので、それで選任していただいておりますということになります。

## ○ 中川雅晶委員

そういう産業医の資格を持っておられるドクターに委託をされると。この庁内におられるわけではなくて、外に、委託先に行かなきゃいけないということですよ、職員の方は。

## ○ 川口人事課長

そうです、常駐という形ではございませんので。ただ、産業医さんには、例えば、長時間残業であれば、そういった職員の方と面談をさせていただく機会ですとか、そういうような形でこちらのほうに来ていただいて職員と面談するというような機会を設けてございますので、直接的に何かあればこちらへ来ていただいてというふうな形でとってございます。

## ○ 中川雅晶委員

わかりました。必要に応じてはこちらに出向ってもらって職員に面談したりとかということもあるということですね。わかりました。

例えば、四日市看護医療大学って結構、産業看護とかって専門にされているので、そういう、ドクターももちろんそうなんですけれども、例えば、そういう産業看護師とか産業ナースとかというのも常駐している企業もあつたりとか、自治体はちょっとわからないですけど、そういう活用で日ごろのちょっとしたこと、気づきやつたりとかちょっとしたことはそこで受けとめて、ドクターが必要なときはドクターにつなぐとかということもされているところもあるので、これだけの規模なので少し気づいていてもなかなかそこにつなげるのに時間がかかったりとか、時期を逸したりとかとすることもあり得ますので、もしその辺もぜひ今後また検討していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見として承りました。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費（人件費補正分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第41号平成28年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費（人件費補正分）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第41号 平成28年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

[常任委員会]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、理事者の入れかえをお願いします。

続いて、総務常任委員会を行います。

議案第45号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第46号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第47号四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第48号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第49号四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について、資料の説明を求めます。

議案第45号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第46号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第47号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第48号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第49号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について

## ○ 川口人事課長

議案第45号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正から議案第49号四日市市職員退職手当支給条例の一部改正までの5議案について、一括してご説明申し上げます。

議案書は1ページから、提出議案参考資料の1ページからでございますが、説明につきましては、提出議案参考資料のほうでお願いいたします。

では、1ページのほう、議案第45号から議案第48号までの条例改正につきましては、いずれも本年度の人事院勧告等に準拠し、関係する条例の改正をお願いするものでございます。

平成28年度の人事院勧告につきましては、8月8日に提出されまして、民間給与実態調査は例年どおり企業規模、事業所規模が50人以上の全国の民間事業所から抽出した1万1700事業所を対象に調査を行ったものでございます。

調査の結果につきましては、公務と民間の給与比較におきまして月例給で708円、ボーナスで0.12カ月の差額が発生しているというところから、昨年度に引き続き引き上げの勧告が出されたものでございます。

引き上げの内容につきましては、補正予算の説明でも申し上げましたが、給料表の平均0.2%の引き上げ、勤勉手当の支給月数の0.1月の引き上げが主な内容でございます。

まず、議案第45号につきましては、議員の皆様はの期末手当でございますが、現在の12月期末手当の1.65月を1.75月に0.1月分引き上げるものでございます。平成29年度以降につきましては、今回引き上げました0.1月を6月と12月に分割して増減するというものでございます。

続きまして、議案第46号は、市長及び副市長の期末手当でございますが、議員の期末手当の配分と同じとなっております。

続いて、2ページをお願いいたします。

議案第47号は、一般職員に対するものでございますが、民間給与との格差是正のため初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きながら職員の給与を平均0.2%引き上げる給料表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給月数を一般職員は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるものでございます。

扶養手当の見直しにつきましては、配偶者及び父母等の手当を引き下げ、子に係る手当

を段階的に引き上げるというものでございまして、この改正は平成29年4月1日からとなります。

なお、今回の一般職員に対する給与改正につきましては、職員団体と交渉を持ちまして妥結のほうをさせていただいております。

続きましては、3ページをごらんいただきます。

議案第48号は、任期付職員に対するものであり、給料表につきましては、金額の低い1・2号給において1000円の引き上げ、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものとなっております。

4ページをお願いいたします。

議案第49号は、雇用保険法の一部改正に伴いまして、四日市市職員退職手当支給条例の文言の改正をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

#### ○ 早川新平委員

これ、基本的に人事院勧告に準じたことなんですよ。これは、準じなくてもいいの。例えば、過去にそういうことがあったのか、あるいは、他市で準じないところもあったのか。それで、準じなければどういう弊害があるのかだけをちょっと教えてください。

#### ○ 川口人事課長

基本的に、地方公務員法におきまして、各団体の公務員の給料は、国及び他の団体との均衡を考慮して決定しなさいというふうになってございます。

四日市の場合は、そういうところも含めて人事院勧告及び国家公務員に準拠してきておるということでございますが、例えば、県レベルになりますと、人事委員会というのを置いてございますので、全く人事院勧告と同じかという違う勧告が出される場合もございます。ただ、市町村でいきますと、なかなか各独自でそういう調査等を行うということが

難しいということもございまして、基本的には四日市の場合、人事院勧告等に従っておるという形でこれまでも進めさせてきていただいております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

別に反対とかそういう意味ではなしに、そういうことがあり得る、例えば、今、東京都知事でも減額しておるわな。あれは条例を改正するだけでしょう。だから、人事院勧告との関係というのをちょっとお伺いしたかったので、ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

議案第45号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第46号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第47号四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第48号四日市市一般職の任期

付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第49号四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第45号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第46号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第47号 四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第48号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第49号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

総務部はご苦労さまでした。それでは、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、午後1時の再開でよろしく申し上げます。

11 : 46 休憩

---

13 : 00 再開

[予算常任委員会分科会]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開させていただきたいと思います。

これより財政経営部の審査を行います。

まず、財政経営部長よりご挨拶をお願いします。

○ 内田財政経営部長

財政経営部長の内田でございます。ご苦労さまでございます。

まず、審査に入る前に私のほうから一言、このたび議員の皆様にもう既にご報告させていただいておると思いますが、市税の滞納額につきまして滞納処分等による時効中断処置をとらず、多大な額を市に損害を与えましたこと、また、市議会の皆様を初め、市民の方の信頼を損ないましたことをこの場をおかりしまして深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

この後、財政経営部の予算について担当者のほうから説明させていただきますので、どうか審査のほう、よろしく願いいたします。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第21目 諸費

歳入全般

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

第4条 地方債の補正

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正について、資料の説明を求めます。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

それでは、説明のほうをさせていただきます。

それでは、まず、最初に、平成28年度11月補正予算案の概要のほうでまずご説明したいと思いますので、そちらをよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。



## ○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

それでは、歳入歳出予算の補正で、先ほど委員長よりご説明ありました歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費及び歳入全般についてご説明申し上げます。

まず、歳出の諸費からご説明申し上げます。

補正予算書では26ページであります。詳細につきましては、この概要のほう、それから、後ほど補正予算参考資料のほうでもご説明申し上げます。

では、補正予算案の概要の3ページをお開きください。よろしいでしょうか。

この3ページのほうの中段、少し上ぐらいでございます。総務費、今回、私どもが審査をお願いするのは、この過年度国県支出金等返還金3億4875万8000円、それから都市基盤・公共施設等整備基金積立金12億6751万5000円でございます。この2本でございます。

それでは、まず、都市基盤・公共施設等整備基金積立金についてご説明申し上げまして、後ほど過年度国県支出金等返還金のほうをご説明申し上げます。

それでは、済みません、少しはねていただきまして、6ページをお開きください。左側のページでございます。

さきの8月定例会で平成27年度の一般会計の決算といたしまして、歳入総額、こちらに書いてございますが、1216億円余りから、歳出総額1186億円余り、それから、繰越明許費の部分としましての財源4億4400万円を差し引いた実質収支25億3500万円をご承認いただいたところでございます。

この実質収支25億円余につきましては、地方財政法第4条の3、第7条の規定に基づきまして、この実質収支の2分の1を下回らない金額、12億6751万5000円余を積み立てるといふことで相なっております。そのことから、今回、都市基盤・公共施設等整備基金にこちらの財源を積み立てようというものでございます。

今回、こちらに積み立てるといふ理由につきましては、6ページの資料の下側に書いてございます。今後、国体関連施設の整備、児童発達支援センターあけぼの学園移転等の多額の一般財源を必要とする大規模投資がございますが、特に国体関連の整備につきましては、スポーツ施設整備計画策定時は95.8億円ということでしたが、5月の議員説明会で170億円を超えるといった状況になりました。そうしたことでこの事業を進めていく上で、一般財源が不足するといった懸念を払拭するために今回の補正でこの金額を積み立てようとするものでございます。

続きまして、過年度国県支出金等返還金についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、済みません、この11月補正予算参考資料、少し分厚いものでございますが、こちらのほうをお開きください。

○ 伊藤嗣也委員長

どうぞ。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

よろしいですか。

補正予算参考資料の7ページをごらんください。

こちらにつきましては、過年度国県支出金等返還金でございますけれども、こちらは、国庫支出金、県支出金につきましては、概算で交付を受けているものがございます。それが実際の決算額で下回ったという場合には翌年に返還すると、そういったことで今回、昨年度いただいた分をことし返還しようというものでございます。

こちらの資料のほう、簡単に概略をご説明申し上げますと、1点目の財政経営課所管の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、地方創生分といった形で概算交付を受けたものでございます。こちらがさきの8月定例月議会で各部局より17本の事業がございましたが、それをご報告したところでございますが、約1割相当の909万9000円の不用が生じたことからそれを返還しようというものでございます。

続きまして、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金から結核医療費負担金の部分まで健康福祉部とかこども未来部の事業がずらっと並んでございますが、こちらにつきましては概算で交付を受けております。それを返還しようというものでございまして、ちょっと一例だけ申し上げますと、一番金額の大きなものがこの上から四つ目に生活保護費負担金と事業費の4分の3いただいているものでございますけれども、こちら1億3500万円の返還と相なっておるわけでございますけれども、こちらにつきましては、国から前年の11月に所要見込み額調査が行われ、その見込みに基づいて負担金が交付されます。さきの8月定例月議会で歳出において特に医療扶助のほうが見込みを下回るといった旨を教育民生常任委員会で報告してこの不用に至ったということを説明してございますが、それに基づきこの費用が下回ったということで今回、返還しようというものでございます。

さっきの他の健康福祉部、こども未来部の所管している部分と、それと合わせまして下

の県支出金もそうでございますが、いずれも先ほどご説明した生活保護費負担金と同様の理由で概算交付を受けて、精算に基づく返還というものでございます。

こちら、参考までにもし概算交付で不足が生じた場合は、これは翌年度に不足分をいただけると、そういうシステムになってございます。

続きまして、国庫支出金の一番下の欄、公園事業費補助金でございます。こちらにつきましては、8ページのほうにちょっと詳細を記載しておりますが、こちら、下の絵のほうをちょっと見ていただきますと、中央緑地公園の進入路部分でございます。こちらの部分を今、国のほうで国体までにというような形で国道1号の拡幅が計画されてございます。そちらの部分で市有地がかかってございますので、それを売却するというようなお話でございまして、この売却予定額が真ん中に書いてございますけれども、9167万422円といったことでございます。

その際に、これは、①、②と書いてある部分でございますけれども、そこは取得の際に国庫補助金、そちらに書いてございますが、公園事業費補助金が3分の1の率で充てられてございますが、そのため、この売却に至ったうち、国庫補助金相当分を返還ということでございまして、この①、②に係る金額5200万円余の3分の1が1700万ということでございます。その部分を国に、入ってくるものは入ってくる、それから、返すものは返すという形で返還しようというものでございます。

それから、一番下の欄に、その他の欄、墓地使用料返還金というのがございます。こちらにつきましてはでございますが、市内の市営墓地、北部墓地公園や北大谷霊園等々がございますけれども、使用者が引っ越し等といった理由でなかなか墓地に墓参ができないといった方々の場合、墓地を返還する場合がございます。北大谷霊園で申し上げますと、使用許可後、大体2年までに返還いただくと10割、2年を越えて返還した場合は5割を返還する規定となっております。そういった金額としまして、当初予算で550万円を計上しておったところでございますが、ことしちょっと多くございまして、ことし9月末時点で890万円余をもう既に返還となっておるといったこともございまして、年間で1000万円程度の今後返還が見込まれるといったことでございますので、この不足額、450万円を返還しよう、その分を補正して対応しようということでございます。これらの合計額が3億4800万円余ということでございまして、これらを補正しようとするものでございます。

続きまして、歳入全般につきましてご説明申し上げます。補正予算案の概要、またこちらのほうに戻りましてご説明申し上げます。あわせまして地方債の補正もあわせてご説明

申し上げますので、よろしくお願いいたします。

こちらの2ページのほう、1枚はねていただきまして、左側2ページをごらんください。

今回の補正に関連いたします国庫支出金、県支出金等々が記載してございます。こちら、特に国庫支出金、県支出金、繰入金、それから諸収入、市債といったものにつきましては、それぞれが今回、歳出予算のほうに連動されている特定財源でございます。特にこちらのほうにつきましては説明は割愛させていただきますが、歳出に関連しない総務委員会のほうの所管となる一般財源についてご説明申し上げたいと思います。

この国庫支出金、県支出金の下、財産収入、市有地売払収入9100万円、こちらにつきましては、先ほど申し上げました国道1号の拡幅に伴う国への売却でございます。

それから、1個飛ばしまして、繰越金、先ほど都市基盤・公共施設等整備基金積立金のところでご説明申し上げました積立金の部分、それから、収支の均衡を図るために、今回、14億円余りを追加するというものでございます。今回の繰越金につきましては、6億2000万円ほどまだ未計上となっておりますが、この額は2月補正の財源ということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

#### ○ 石川財政経営部参事兼管財課長

私のほうから、債務負担行為の補正のほうをご説明をさしあげたいと思います。

まず、補正予算参考資料のほう、55ページ、56ページをお開きください。

まず、55ページにございますように、債務負担行為中、施設保守管理委託等に関する経費のほうでございます。こちらのほうの左の欄の2番、3番、4番ということで三つについてご説明をさせていただきます。

56ページ、右側のページをごらんください。

まず、一つ目につきましては、市庁舎空調用冷温水発生機保守点検業務委託でございます。こちらのほうは、本庁舎地下2階にございます空調用の冷温水発生機の点検、調整などの保守作業の委託162万円をお願いするものでございます。

次に、市庁舎と総合会館自動ドアの保守点検業務委託でございます。こちらのほうは、市庁舎にございます自動ドア等を良好な運転状態に保つための保守点検委託54万8000円ということになっております。

一番最後の三つ目でございます。総合会館の空調設備機器保守点検業務委託でございます。

す。こちらのほうは、総合会館の空調設備の保守作業委託94万1000円ということでございます。

いずれの事業につきましても、市民の皆様が来庁されるのに安全で、かつ、ご不便のかけないように時間等も勘案した上で委託のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

続きまして、債務負担行為の補正、事務用機器等運用経費についてご説明申し上げます。こちらの説明につきましては、補正予算参考資料の追加分ということで、議案聴取会の際に資料請求をいただいております。そちらのほうの資料でご説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、14ページのほうをお開きいただけますでしょうか、済みません。

今回、事務用機器等運用経費につきましてこの内訳、12本をこちらに記載してございます。コピー機、それから、リースの車両と、それから、水洗トイレ用の薬剤、いわゆるカルミックと呼ばれるようなものでございます。こちら12本でございます。こちらにつきましては、事務用機器等の内訳や期間、所属、契約方法は記載のとおりでございます。

少し補足いたしますと、複写機につきましては、使用頻度の高い市民課とか、地下印刷室につきましては利用期間は3年、それ以外につきましては5年といった形で区別してございます。

それから、また、こうしたリースに関しまして、道路整備課の部分の426万9000円余りと高くなっておりますが、こちらは道路パトロールカーでございます。黄色い特殊塗装を施してありまして、四駆、回転灯、広報装置と、そういった部分も含まれて、あと、スタッドレスタイヤ等の交換等も含まれていると、そういったものでございますので、ちょっとお値段が少し高くなっておるということでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ 笹岡秀太郎委員

過年度国県支出金の返還金ですけど、その他のところの墓地使用料返還金、この辺の例えば年次的な流れとか、この数字の社会的背景とか、その辺をちょっと教えていただけません。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

こちらの墓地使用料返還金でございます。こちら、墓地を借りていただいて、使用权をお貸しするという形でございますけれども、こちら、当初予算で550万円と置いてございましたが、大体、各年、これぐらいの金額で推移しておったということでございますが、大体、春先に返還が多いのでございますけれども、やはり引っ越し等で、例えば、本家に移って行ってしまったというようなケースに返還されるケースがやっぱりふえてございます。特に、年度によってばらつきはございますけれども、本年、この金額が特に多かったというようなことでございまして、やはり引っ越し等々、ことしはたまたま多かったのかなというようなところでございまして、特に返還が多かったのが北部墓地公園と、それから北大谷霊園といったことで聞いてございます。また、こういった返還等ございますれば、当然、北大谷霊園でございまして、ご希望されている方も非常に多うございますので、ある程度まとまった時点でまた売却といいますか、公募を行いましてまた埋めていくといった形でニーズにも応えていきたいと、そのように原課から聞いてございます。

以上になります。

○ 笹岡秀太郎委員

いろんなニュースを見ると、墓地という概念が随分変わってくるということで、当初予算のつけ方もこれからちょっといろいろと原課のほうで議論をしていってもらわなあかんのかなという時代に来たのかなという気もするんですけども、そういう影響というのは四日市はまだあらわれていないというふうな理解でええのかね、この数字から見た限り。今

の答弁の中にニーズに応じていくということやったから、当初のほうで例えば減らしていくんだとか、そういう視点を持たずにずっとこのまま継続した事業として進めていくということになってくるのかね。

#### ○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

今まででございますと、やはり今の市のほうの墓地につきまして、北部墓地公園だけが余地を持って、空き区画ありますよというような状態になってございます。残りについては全て埋まっておりまして、返還があって一定程度たまったら出すといったような流れがありまして、どちらかというところ埋まっていくほうが多かったのが今まで、つい最近までの流れです。

先ほど笹岡委員おっしゃったように、最近、墓地を持たない、いわゆる、永代供養というんですか、ああいった形のやつがじりじりとふえてきているのは事実でございます。そうした中で、やはり、まだ顕著に返還ばかりふえてきて、もう売りがとまってきてというところまではまだ至っていないとは思いますが、今後、そういったところは見据えていく上で、その辺の内容というんですか、点検したいと思っておりますけれども、まだ今現在では、まだ、例えば、北大谷霊園を募集すれば何倍もの応募があると、そういった状況ではございますので、その辺も今後、原課とも相談しながら予算編成等々、いろんな機会で見かしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

了解しました。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

ありがとうございました。

他にございますか。

#### ○ 早川新平委員

今の墓地の関係で、市営の富田とか富洲原とか、持ち主がわからないところありますよね。それは、三、四年前からずっとやっている、毎年やっているのかな、あれ。持ち主不

在でわからんやつ。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

こちらの調査につきましては、毎年、お彼岸の時期等々に行きまして、そこで見てくればったりとかしたり、そこで現場でちょっとテントなんか張ってそこへ待機しながら探しておる状況が続いておるといふところでございます。

ちょっとまだ私もちょっと今、手元にはどこまで判明しているかちょっと持ち得てはいないんですけれども、それらを進めているといふのは聞いてございます。

○ 早川新平委員

この補正予算参考資料の追加分の14ページで10番のカラーコピー1台限度額716万円とありますやろう。今さっき説明してもらった。これ、限度額で、カラーコピー1台で3年間で716万円。それをちょっと聞きたくて、そんなやったら買ったほうが安いやろうと思ふんやけど。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

こちら、確かに、これ、メンテナンスとそれからインクカートリッジ、あちらが入ってございまして、枚数単位で幾らという契約単位になるんですけれども、こういったカラーコピー機の特徴なんですけれども、我々の使う一般のあれもそうなんです、本体よりもインクカートリッジのメンテナンスといふのが結構高いといふこともございまして、それらが含まれておりますので、通常の白黒コピーに比べるとちょっと高額になっていると、そんな現状でございます。

○ 早川新平委員

説明は今、田中さんに言ってもらってわかったんやけど、これ、買い取りで幾らするの。メンテナンスを入れて、インクカートリッジとかそれを入れてもべらぼうな。だから、本体の価格、716万円って超高級車を買えるので。どんなええカラーコピー機かなと思つて。例えば、上の公用車リースが426万円やろう。これ、4WDのあのいいやつやん。だから、そんなにこれ、カラーコピー機で要るのかなと思つて。



○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

こちら、単価で契約しておるわけなんですけど、1枚当たりのコピーの単価が4円50銭というような積算になっていまして、そこから見っていくと、余りべらぼうなものではないのかなというようなそんな思いではございますが、やはりインクカートリッジ等々入ってしまうと、このカラーなんですけど、年間46万枚ほど使用しているといったこともございます。それに4円50銭で3年といったことでこれぐらいの金額になっているということでございます。

○ 早川新平委員

今初めて聞いて、46万枚、カラーコピーで、それだけで200万円あるのやな。余りにもカラーコピー代で上辺というか見た目は716万円とべらぼうと違うかなと思ってお伺いしたんやけど、これは、だから本体を最初で買うと幾らなの、それ。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

ちょっと今手元にないんですけど、百二、三十万円ぐらいだと記憶してございます。

○ 早川新平委員

百二、三十万円やったら、やっぱり1枚4円50銭というのが大きなウェートを占めておるといふことやな、カラーコピー。それ以上詳しいことはわからんけど、46万枚使う。それはペーパーレスではできやんというところなんやね、それは。

○ 伊崎財政経営課副参事兼課長補佐

このコピー機なんですけれども、4階に備えつけてあるコピー機でございまして、4階は都市整備部が主に使っているコピー機になります。都市整備部、どうしても事業の性格上、どうしてもカラーで示して事業の状況を示す機会が多うございますもので、枚数としてはそれでこういった枚数になっているというふうに考えております。

以上です。

○ 早川新平委員

今の伊崎さんの説明で都市整備部が当然必要やということとはよくわかるんやけれども、

それ以上、ちょっと勉強不足なのでわかりません。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

私は施設保守管理委託についてちょっとお尋ねしたいんですけど、56ページのほう、僕ようわからないのでお伺いするんですが、上のほうの市庁舎空調用冷温水発生機保守点検業務委託のほうは、これ、市庁舎の地下2階に設置の冷温水発生機本体2台に対して、年間2回の保守点検で162万円、その下のこれ、総合会館のチラーユニット10台で、これは年間4回の保守点検で94万1000円なんですけど、この年間の保守の回数とかというのは、これは、チラーユニットとこっちの上の冷温水発生機とももちろん違って、これは適正な回数であったりとか、金額的に適正かどうかだけちょっと確認をしたいんですけど。

○ 石川財政経営部参事兼管財課長

当然、委託でございますので、請求をした上で適正価格というところで点検に対する作業員がどれだけ要るかという積算の上に、適正な価格というふうに考えております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

それは、人員によってこの金額というのは変わってくるということですか。上のほうが人員がたくさん要するというシステムなんですかね。

○ 石川財政経営部参事兼管財課長

人員、設備のほうは、こちらのほう、冷温水発生機という形で、総合会館と市庁舎のほうはまず設備のほうが違うということと、それに対する機器が違うということで、おのずと保守点検する作業量が違うというので積算をしております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

よくわからないのであれなんですけど、こういう例えば方式が違うやつとかというのを並列でやるのがいいのか、将来的には方式を一つにして、メンテナンスも毎月管理したほうがいいのかとか、少しメンテナンスするにおいても年間の回数の差であったりとか、それから、また、人員の多さとか、人員をようけ費やさなきゃいけないというところの部分とかがあるんですけど、それはもう大きい話なので、そんなすぐにシステムを交換するというわけにはいかないでしょうけれども、わかりましたというか、わかりませんが、わかりました。

○ 早川新平委員

要は市庁舎のほうが水冷で総合会館は空冷という意味やろう。そうでしょう。

○ 伊藤嗣也委員長

わかりやすくお願いいたします。

○ 森管財課主幹

先ほどのご質問、まず、四日市市庁舎のほうの空調設備と総合会館なんですけど、こちらは両方とも水を使っております。ただ、この空調方式といたしましては、総合会館と市庁舎、両方とも各部屋にファンコイルという今こちらにもございますが、四角い箱、これから暖房であったり冷房であったりの風を出している。こちらの風をつくるに当たって、例えば、冷房につきましては、このファンコイルの中に冷たい水が流れております。その冷たい水から熱交換しまして冷たい風を出すと。暖房については逆の話で暖かい水を流して、そこで熱交換して暖かい風を出している。

市庁舎と総合会館、何が違うかといいますと、電気式かガス式かというところで、市庁舎がガス式、総合会館が電気式となっております。

先ほどのお金の話、それと、点検のお話なんですけれども、ちょっとこちらに本があるんですけども、国土交通省が作成しております建築保全業務積算基準というものがあつまして、こちらで、例えば、点検の回数、そして、内容、その内容に伴ってこの点検には何人分の人工が要りますよというような基準が決まっております。それに対して何台あつて、どの期間をやるよ、回数は何回ですよというのに基づいて積算をしていると、こちらによってお金を算出しているというところになります。

以上です。

○ 早川新平委員

そうすると、このチラーユニットというのは何なんですか、これ。

○ 森管財課主幹

チラーユニットについては、電気式でコンプレッサーという圧縮機を使っております。こちらで簡単に言うと、圧力をかけて、圧力をかけると温度が上がる、温度が上がったものを熱交換してまた冷やすと、ごめんなさい、ちょっと説明が難しいですね。簡単に言うと、ご家庭用のエアコン、こちらと同じような方式になっておりまして……。

○ 早川新平委員

簡単に言って。

○ 森管財課主幹

申しわけありません、ちょっと説明が拙くて申しわけないんですけども。

○ 早川新平委員

ええよ、ええよ。

僕ら専門家と違うのやで、詳細やなしにわかりやすく言ってほしいという、今、中川委員が指摘したようにな。この間も11月やったか、寒い日が続いていて、暖房を入れてほしいよなといったときに、何か水温を上げないと暖房はすぐ入らんのですわという、だから、ほとんどの方が今、各家庭で使っておるようなエアコンのように冷房か暖房かにしたらすぐ空冷式で出てくるという認識やったので、その日に中川委員が指摘したときに、総合会館と市庁舎で何か、じゃ、水冷と空冷と違うのかという意味でお伺いしたんさ。

だから、今、国土交通省とかいろんなところの説明をしていただいたけど、現実これ、器具が古くて今、ガス式なのかとか、こう言ってみえたんやけど、ランニングコストというのなんかもこれからやっていかなあかんのと違うのかなと思うんだよね、現実にはね。

単純に、例えば、今、異常気象で寒いときもあれば、暖かいときあるんやけど、今もこの市庁舎の冷暖房というのは時期でやっておるのか、温度ではやっていないと私は思って

おるんやわ。ことしなんて11月の中旬ぐらいに物すごい寒いときがあって、そういうときは欲しいなど、みんな寒い、寒いと言っておったんやけれども、そういうのに対応して。

それから、もう一つはそのときに総合会館は入っていますという話やったんやな。やっぱり市民の方がよう出入りするのかなと思いつつ、それやったら市民課でも1階でも一緒やと思うので、そういったところで対応をこれからきめ細かく考えていかなあかんのかな。当然、減価償却もあるやろうけど、今もイノベーションでいいもの出てきているんやろうで、これが耐久年数がどれだけあるのかとか、これ、本題からそれていくでもうやめるけれども、そういったこととか考えていかんと、さっきのコピー代と一緒に700何万円と聞いてびっくりするので、もうちょっと所管委員会のところには事細かく、最低でも委員長当たりには連絡をとってもらってやっていっていただきたいということです。

#### ○ 日置記平委員

もう一回確認ね。本庁のほうの水やったか。ボイラーで沸かしてするの。それから総合会館のほうはチラー方式、ガス。どっちがどっちやったっけ。

#### ○ 森管財課主幹

ご質問にお答えします。

市庁舎のほうの水方式なんですけど、これがガスになっております。ガス炊きの冷温水発生機という形になっていまして、総合会館、こちらについても同様に水なんですけれども、その元が電気方式になっておるというところなんです。

以上です。

#### ○ 日置記平委員

どっちがコストが安いんやろう。コストという意味は、10㎡をここが夏やったら28度を超えないとエアコンが入らないけど、10㎡を一定温度に上げたり下げたりするときのコストは本庁方式と総合会館方式ではどっちが安いのかな。

#### ○ 森管財課主幹

済みません、お答えとしては、現状についてはわかりませんというお答えになってしまいます。ただ、建築当初は、基本的には建築時にどの方式が一番効率がいいかというよう

なことを、使い方を含めて検討はしていると思います。ですので、そのときに検討して、市庁舎はガスの方式がよかった、総合会館についてはチラーの方式がよかったとその判断で当初に設置しているというふうに考えております。

以上です。

## ○ 日置記平委員

自分もようわかっておらんわけや。当然部長もわからんのか。誰もわかっておる人ないわけや。普通に考えたら総合会館のほうが新しいんやな。市庁舎のほうが古いわけよ。だから、普通に考えたら新しい方式を総合会館では採用したと思う、今のチラー方式をね。でも、それは入札のときやから、そこまでチェックはしていないと思うよ。でも視点はそこに当てやないかんわね。

これから、国体に向けていろんな施設をつくっていくときに、基本的なエアコンのコストの安いのがどっちかということも考えないかんわな、エネルギーの問題で。そこの辺のところを財政はきちっと基準線だけは認識して計算の基礎をつくって、後々みんなメンバーは変わっていくんやで、その基本的なものは次の人たちに渡していかなあかんやろう。さっきのコピーじゃないけど、そういうことを渡していないからわからんという答えになってしまうんよ。

市庁舎のエアコンの年間の経費が幾らある、それから、総合会館幾らなのか、市立四日市病院もね。だから、総合トータルすると、この空調関係も非常に金額は少ないと思うので、この際、これからいろんな問題で、市庁舎がかなり高かったらこれ、変える必要があるんやわな。総合会館が高いんやったら変える必要があるやん、将来的に。そう差がないんやったら変える必要もないんや。そう差がなかったら、総合会館だって市庁舎方式でええわけやん。時代はどんどん変わっていくので、家庭だってチラー方式なんや。この方式は今は多分ないはずなんやわね。

だから、そこは、やっぱり見積もりのときに総トータルで安ければそのA社へ行くというのではなくて、基本的な構想だけはきちっとしておかないとこれはあかんわけや。よろしい。それはもうちょっとこれから資料で出してよ。どっちがコストが安いのか、平米当たりで。それはやっぱりちゃんとしておかなあかんの。

だから、今のコピーの問題でも何でもリース方式でやっているけど、リースだったら簡単やん、確かに。業者もリースのほうがもうかるんや。買い取りのほうがもうからないん

や、短期間的には。リースだとずーっと継続するから、それは次の受注に結びつきやすいねん。

だから、やっぱり短期間的に判断しないで、長期的なスパンに立って判断しないと、それは実際に正しいコスト計算にはなっていないということになるんですよ。たまたまそういう指摘があったので気がつきましたけど、一遍、その辺のところは計算しておいてください。これ、これから四日市も箱物を建てていくのよ。そういったことをきちっとやっぱり基本的なコンセプトだけはあなた方もここで出たから一遍、この際、この空調関係について基本的なものだけ調べておいてもらう必要があると思います。

以上です。

○ **伊藤嗣也委員長**

よろしいですか、資料は採決に影響されますか。

○ **日置記平委員**

今要りません、後でいいですよ。

○ **伊藤嗣也委員長**

それなら、資料のほう、後ほどでよろしく願いいたします。

他にございますか。

○ **笹岡秀太郎委員**

補正予算参考資料の8ページの中央緑地公園のところの公園事業費補助金のところなんですけど、これ、今、図を見せていただいておりますと、1、2を売却、ここは取得の際に公園事業費補助金が充てられておるから、その分を戻すということなんやろうと思うんやけど、それで合っていますわな。これ、3、4は補助金が充当されていなかったという意味でええんですか。

○ **田中財政経営部参事兼財政経営課長**

この3と4の部分は四日市市勤労者・市民交流センターですが、こちらは補助金は充たっておりません。ということで、1、2の部分のみとなっております。

○ 笹岡秀太郎委員

これ、こういう事業があったときは必ず返還せなあかんという決まりがあるわけ。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

この用地に関しまして補助金が充たっていたりとか、あとは、建物もそうなんですけれども、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがございまして、いただいたものを例えば転売したとか取り壊したとか、用途を変えてしまって使わないといった場合は、基本的に返還が求められてまいります。

以上になります。

○ 笹岡秀太郎委員

何か、市民感覚でいうと、一遍、四日市の財産になったんやで、もう返さなくていいやん、その分ぐらい、国にも返さんでもというのはないんやね。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

こちらの部分はいただいたものなんですけど、必ず返せというふうなのが大原則になっておりますので、よろしく願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。それは返さなしようがないんですやろう。この3、4の部分についてはもう四日市が全て、例えば、県とかほかのもの何もしないという理解で。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

3と4の部分はございません。

○ 笹岡秀太郎委員

それと、3と4の間の部分、これは民地というふうなところか、点線がないので。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長



こちらは、民地でございまして、中古車屋さんが今入ってございます。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。内容はわかったんですけど、まけてというのめあかんのやな。せつかく開発でこの際に歩道橋ぐらいつくってもらったらどうやとか、そのぐらいついてやってもええのかなと思うんですが、余分な話で済みません、終わります。

○ 伊藤嗣也委員長

貴重なご意見として承りたいと思います。

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

確認だけなんですけど、過年度国県支出金等返還金なんですけど、地方創生先行型の10分10の部分で、先ほどが17本上がって、余分なものが出たので900万円余りを返還すると10%程度の不用額というところで、その辺はもう10%程度というのはもう財政経営課としてはやむを得ないというか、それはもう誤差の範囲で当然の話やというような感覚なんですかね。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

こちらの事業につきまして、やむを得ないといひますか、本来は全部使っていくのが、やはり有効に執行するというのが基本ということでございます。ただ、中には、どうしても映像作成とか、そういったもので入札差金が発生するものもございました。それから、補助事業等々で応募がそこまで至らなかつた等々といったこともございまして、そういった中での不用でございますので、使い切りというんでしょうか、そういった部分に当たらないタイプのもので出てしまっておりますので、今回、やむなく返還に至ったということで認識してございます。

○ 中川雅晶委員

これ、10分の10なので、その事業も幾つかある中で選定されて、多分交付申請をされていて交付されているという部分なので、この10%程度の上回りがあるのが妥当なのかどう

なのかという部分はちょっとようわかりませんが、事業内容としては別に17本全て実施をされたということで、入札差金等の不可抗力の部分で返金が生じたというふうに理解すればいいんですかね。

○ 田中財政経営部参事兼財政経営課長

先ほどの差金の部分と、あと、人材スキルアップ事業といった商工農水部の部分がございます。そちらが応募者が満たなかったといった部分がありまして余ったといった形でございます。

○ 中川雅晶委員

その辺、人材スキルアップ事業なんかが想定したように集まらなかったと、事業としてはなかなかうまくいかなかったというところがあるわけですね。そういうのはまた検証いただくという部分は十分にあるのかなと。せっかく地方創生先行型ということで、珍しく10分10出しているわけですから、これ、有効活用する部分においてもその事業の選定においても少しやっぱり精査をする部分はちょっと財政経営部としてはあるのかなというふうに私は思いましたので、ぜひ今後またこの事業が行われるかどうかはわかりませんが、これに類した事業が行われた場合に、その事業の選定であったりとかというのを十分こういうことから検証いただきますようお願いをしておきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見として承ります。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、14時再開でよろしく申し上げます。

13：48休憩

---

(14:01～14:20 協議会)

14:20再開

[予算常任委員会分科会]

○ 伊藤嗣也委員長

次、議会事務局に行きます。

お待たせいたしました。

それでは、これより議会事務局の審査を行います。

まず、議会事務局長よりご挨拶をお願いします。

○ 岡本議会事務局長

どうもご苦労さまでございます。

本日、議会事務局のほうは、インターネットによる本会議の会議録の管理業務委託ほか、全部で3件の債務負担行為の補正についてご審査をいただきます。

これから説明申し上げますので、よろしくご審査のほどお願いいたします。

議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

まず、それでは、議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について資料の説明を求めます。

○ 清水議会事務局議事課長

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号一般会計補正予算（第6号）、債務負担行為の補正の議会事務局関係部分についてご説明いたします。

補正予算書は11ページ、63ページ、補正予算参考資料は42ページ、64ページでございます。説明は、補正予算参考資料で行います。

42ページをごらんいただきたいと思います。42ページでございます。

市議会インターネット会議録管理業務委託費でございます。こちらは、平成9年から行っております本会議会議録のインターネット上での閲覧、検索の管理業務委託でございます。新年度、速やかに業務を行うため、債務負担行為を組んでおります。債務負担行為限度額は416万8000円、期間は平成28年度から平成32年度でございます。

続きまして、お手元資料の64ページでございます。

こちらは、業務・事務処理委託等に要する経費でございます。まず、一番上の市議会会議録印刷業務委託でございます。こちらは、本会議会議録の印刷製本の業務委託でございます。債務負担行為限度額は238万2000円、期間は平成28年度から平成29年度でございます。

続きまして、二つ目のよっかいち市議会だより印刷業務委託でございます。こちらは、定例月議会などの審議内容、議会の情報をまとめまして議会だよりを印刷する業務委託でございます。債務負担行為限度額は984万6000円、期間は平成28年度から平成29年度でございます。

説明は簡単でございますが以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○ **中川雅晶委員**

確認だけ。議会だよりが印刷業務が984万6000円、年間ですよ。これって部数というのは、広報よっかいちとほぼ同じで理解していいんですかね。

○ **清水議会事務局議事課長**

はい、同様、同じでございます。

○ **中川雅晶委員**

同じですよ。これは、印刷のみの経費ですかね。

○ 清水議会事務局議事課長

印刷業務の経費でございます。

○ 中川雅晶委員

これ、先ほどの広報よっかいちの作成業務委託費がこれが債務負担行為限度額が1年間6619万円で、こちらが984万6000円なんですけど、ページ数とか印刷は多分広報よっかいちのほうが分厚いですよ。経費的にどうですかね。妥当。

○ 清水議会事務局議事課長

広報よっかいちは発行が月2回というところもございます。市議会だよりについては定例月議会と緊急議会等でございますので、年間5回ほどで算定はしております。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

わかりました。内容を充実していただきますようお願いいたします。

○ 平野貴之委員

先ほどの中川委員の質問で、単価というか金額はそんなものなのかなというのがわかったんですが、これ、例えば、広報よっかいちと市議会だよりと同じ業者の人かどうか知らないですけど、同じ業者の人にまとめて一つの契約で頼むともうちょっとコストが安くなるのか、そういうことはないんですかね。

○ 清水議会事務局議事課長

たしか業者は違ったかと思うんですけども、契約が1本になれば安くはできるかなとは思いますが、今のところは広報広聴課さんと議事課という形で分かれてはおります。

○ 平野貴之委員

今のところ分かれてはいますが、もしコストが安くなるのであれば、そういうこともち

よっと検討していただきたいなと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

要望でよろしいですか。

○ 平野貴之委員

そうですね。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

強い要望ということで。

他にございますか。

○ 笹岡秀太郎委員

この市議会会議録は、これは何か法で定められたとか、どうしてもこれは発行せなあかんのやわな。そういうふうな根拠は何やったんやろう。印刷して発行せないかん。

○ 清水議会事務局議事課長

会議録につきましては、地方自治法上規定がございますので、会議録はつくらなければいけないという形で。

○ 笹岡秀太郎委員

それで、その配付の先も何か法で決められておるの。例えば、見ておると、議員及び理事者への配付になっておるけど、これ、理事者というのは、例えば、各地区市民センターとか、そういうところも行っておるという理解でよろしいの。

○ 清水議会事務局議事課長

はい、閲覧対象になりますので、そういったところにも各地区市民センター等にも配付させていただいて、また、議会の図書室のほうにも閲覧できるような形で配架させていた

だいております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、定められたとおりに従ってそれをやっておるということやね。これ、もう少し、例えば、幅広く市民に貸し出しをすとか、そういうことはないんやわな。

○ 清水議会事務局議事課長

今のところ貸し出しという形では行っておりませんが。

○ 笹岡秀太郎委員

要するに閲覧用として配架することが決められておるというふうな理解でよろしいんやわな。確認だけです。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

議案第38号平成28年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。



(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第38号 平成28年度四日市市一般会計補正予算(第6号)、第3条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

全体会に送らないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

議会事務局様、ご苦労さまでございました。ご退席ください。

[総務常任委員会]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続いて、意見書の提出についての審査を行いたいと思います。

委員の皆様、お疲れかと思いますが、よろしくお願ひします。

発議第12号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、発議第12号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についての審査を行います。

まず、意見書案を事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、これより議員間討議に移ります。

ご意見がありましたら、ご発言願います。

○ 早川新平委員

これ、この間、ちょっと各派代表者会議のときにあったんやけど、総務常任委員会でもこれ出すの。そこだけちょっと教えてほしいなと思って。

委員会発議で本会議のほうへ出すということでええんかな。

○ 笹岡秀太郎委員

副議長がご心配なさっているところ、ありがとうございます。実は、各派代表者会議のほうで全会一致にはならなかったのが総務常任委員会に付託されておると、こういうことになるんですけど、基本的には、一部の会派のほうから慎重にという声があったので、それを受けてというふうに理解してもらったらええかなと思っておるんですけど、議長の計らいでその一部の会派のほうから意見を述べる機会がないのでペーパーでよろしいかと、こういうことでペーパーをいただいておりますので、もしよろしければ、ペーパーを提出させていただきますので、委員長お計らいいただいて、よければ皆さんにそれを見ていただいた上でもう一度議論を深めていただければなというふうなことを思っておるんですが、いかがでしょうか。

○ 早川新平委員

反対というそういう意味は全くないので、手続的にちょうど今、笹岡委員がおっしゃったように全会一致を目指して、どういうふうな手続で行くのかな。それで、ここから出したときに、委員長がやるの、それとも笹岡委員。

○ 笹岡秀太郎委員

以降の取り扱いね。これはちょっと事務局に確認してもらったほうがいい。

○ 伊藤嗣也委員長

事務局、説明をお願いします。

○ 濱瀬議会事務局主事

説明させていただきます。

まず、整理させていただきますと、委員会発議というよりは、まずは、現段階としては意見書の提出についてという発議はもう既にされております。これは見ていただくとわかるように、荒木議員、小林議員、笹岡議員、豊田議員、中森議員の連名で発議はされておいて、現在、総務常任委員会に付託されておると、それで、今、審査しておる時間やということでございます。それで、今、議員間討議ということでございますので、その後、例えば、委員会ではこうしたほうがええとかということになったら、例えば、修正とかそういう形になっていこうかと思えます。

○ 早川新平委員

よくわかりました。

それで、ちょっと問題になっておるこの厚生年金でこれ、70歳までやったか、75歳までやったか、そこどうやったっけ。年齢制限ってあったのかな、なかったのかな。

○ 笹岡秀太郎委員

いずれにしてもそこから先、我々をそれに該当させようと思うと議論を深めなあかんわけですわ。だから、今、細かいところで突っ込むといかんので、とにかく国に対してこの制度を本会議で述べたようにさまざまな人が議会に入ってこれやすい体制、新たな人材を確保するためにもこの厚生年金という制度に乗っかっていけるような議論をしてほしいというあくまでも提言をしていくということだもんで、制度の内容までは我々が言うことはできない部分かなと思っておるので。

今も発言したように、副議長が心配なさっておる部分においては、一部会派が同意していただけなかったけれども、意見としてペーパーを提出いただいておりますので、いっそそれを見ていただいた上で、その内容がもし加味されるのであれば全会一致で行く可能性も出てくるというふうに思っておりますので、ここでちょっと委員長、済みませんが、もし

よろしければ、その意見というのが届いておるので配付をしていただければと思うんです。

○ 伊藤嗣也委員長

委員の皆様、資料配付はよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なら、事務局お願いします。

少し見ていただく時間があつたほうがよろしいでしょうか。

またこれに基づいて議員間討議ということをお願いいたします。まずはお目通しをお願いします。

皆さん、お目通しが済んだら議員間討議再開したいと。

○ 笹岡秀太郎委員

見ていただくとおり、制度についてはやはり我々議員だけでなく、この制度自体を国民、あるいは、国民的議論に深めていくことが大事ではないかと、こういうことと、議会、あるいは、議員が国民、あるいは、市民の皆さんにしっかりと信頼していただけるような、そんなような立場というのか、そういうふうな努力もしようということは必要だよということをお訴えられていると思っています。

一番最後のところに、地方議員の厚生年金加入の法整備を早急に実現するよう要望するに対して、議会、議員への信頼構築と、それから、法整備に向けては広く国民的議論を行っていただくようなそういう文言があるべきではないかと、こういうことだというふうに理解しています。

そこで、これはまさしくおっしゃるとおりかなという思いもいたしますので、もしよろしければ、発議者からとして提案ですけれども、この部分を加筆した部分で皆さんが理解いただけるということであれば、ぜひ正副委員長のもとで一度このご意見をしっかりとしゃくしていただいて、意見書案に加筆していただくことに関してはやぶさかではございませんので、この場でもし皆さんがご賛同いただければ、そのようなお取り計らいをいただきたいと思っていますので、一度皆さんのご意見を。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 日置記平委員

基本的には私もそれでいいと。優秀な正副委員長さんにつくってもらって、基本的にはもうこれで進めという部分については皆さんでご議論いただければ私もありがたいなところのように思いますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

日置委員からは笹岡委員のご提案につきまして賛同いただいたというふうに理解をいたしますが、他の委員の皆様はどうでしょうか。加筆するということについて。

○ 平野貴之委員

加筆することには私も賛成です。

○ 伊藤嗣也委員長

加筆賛成。

○ 平野貴之委員

ちょっとほかのポイントに移るんですが、この表面の下から4行目のところで、厚生年金の加入者が常勤者であるのに対して、非常勤の議員がということで、これというのは、別に非常勤の人が入ったらあかんというものではない。要件としては別に満たしているというわけでいいですか。僕もちょっと詳しくないので。

○ 伊藤嗣也委員長

その件について。

○ 笹岡秀太郎委員

恐らくいろいろなメディアとか国民の中にも多くの意見があって、議員年金を廃止して

さまざまな議論を呼んだ中で廃止して、また改めて議員年金みたいな制度をつくっていくのか、そういうことが我々非常勤の議員として、それが大丈夫なのかどうかという議論が必要ではないかという問題意識を持っていらっしゃるというふうに思っています。だから、それも含めた議論をしていくことが必要だと思っています。

○ 平野貴之委員

わかりました。もし厚生年金の加入者の条件にもし常勤者しかだめというお話であれば、この話自体がなくなってしまうなと思ったんですけど、その確認でした。

○ 伊藤嗣也委員長

その辺、正副委員長のほうに一任ということによろしいですか。

○ 平野貴之委員

そうですね。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

○ 早川新平委員

そこだけははっきりしてほしいということやと思うんやわ。非常勤が加入できるかどうかやなというところ。

○ 伊藤嗣也委員長

それは調べさせていただきたいと思います。

ちょっとそれは調査させてください。

そうしますと、先ほど笹岡委員の加筆のご提案につきましてはいかがでしょうか。もし皆さんご理解いただければ、正副委員長一任で修正案を正副委員長のほうで提出させていただきたいと思いますが。

○ 中川雅晶委員

まず、出すということですね。

○ 伊藤嗣也委員長

加筆したものを提出させていただきます。

そうしましたら、少し休憩を皆さん、とらせてください。それで正副委員長案ができましたらご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

14 : 45 休憩

---

15 : 00 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をいたします。

修正案をお配りさせていただいたと思いますが、事務局より説明をさせます。よろしく。

○ 濱瀬議会事務局主事

それでは、説明をさせていただきます。

お手元に配りましたとおり、変更箇所につきましては、下線部のとおりでございまして、議員年金制度の廃止という経過についても十分に勘案する中で制度構築に向けた国民的議論を行っていくことが必要でありという部分を加筆させていただいております。

なお、先ほど平野議員からご質問いただきました件につきましては、現在、非常勤の議員というものを厚生年金保険法のほうでは想定をしておりませんので、この意見書を国のほうに出すことによって、厚生年金の加入という方向に進めば関係法令の改正と、そういう流れになっていくものと思っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

皆様、こちらの正副委員長案でございますが、ご意見等ございますでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

今までの経緯を十分勘案しろということと、国民的議論を行っていく必要があるというこの二つの部分は、先ほど出された意見書案に対する意見の願意は十分含まれているのかなという思いがするので、これでいいのかなというような思いがいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

笹岡委員から加筆の件をご理解いただいたということで。

○ 日置記平委員

大変ご苦勞いただきまして、素晴らしいものを上げていただいたと思いますので、これで異議ございません。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。ご理解いただいたということで。

○ 日置記平委員

参考までに、まだ多分できていないと思いますが、これが実現できたときにどれぐらい掛け金をするのかというのは参考までにちょっと頭に置いておいてください。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にご意見。

○ 中川雅晶委員

議員のなり手が少ないというところで、何の保障もない、退職金もなければ、議員年金も廃止されていないという状況で多くは国民年金でやっていく、ないしは、私なんか会社員やったので厚生年金を途中で、というかやめたという感じですよ。今後、そういうサラリーマンとかそういうのをやめてやっぱり議員になっていただくという道を開くにおいては、こういう議論もしていかなきゃいけないのかなというのが大きな流れだと思います



ので、ただ、やっぱり一つ懸案となっているのは、やっぱりなぜ議員年金を廃止したかというところであったりとか、また、議員のお手盛りのような形ではないかという批判にどう議論をしていくかという中で、今回、修正されたところでやっぱり国民の皆さんというか、市民の皆さんの理解を得ていくということが非常に大切やということが盛り込まれているので、非常に内容としてはよろしいかなと思いますし、私たちが今の議員ももう既に議員年金の対象になっている議員の方と、それから、そうではない方と混在する中で、今の議員年金制度もこれ、50年、60年かけて廃止をしていくというので、ダブルスタンダードになったりとか、いろんな議論があると思うんですけど、ただ、やっぱり私たちは次の世代のことを考えると、やっぱり民主主義で根幹をなす議会にそういう人材をぜひ来ていただかなきゃならないというその土壌づくりはやっぱり議論していかなくちゃいけないというのが、本当に喫緊の課題かなと思って、非常にこれからいろいろハードルあるでしょうけど、議論していかなくちゃならないような意見書であるなと思いますので、この意見書に賛成をしたいというふうに思います。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

お三人さんから賛成いただきました。

他にご意見ございますでしょうか。

#### ○ 早川新平委員

加藤議員のほうからこういう議会、議員への信頼構築というところが一つ大きな問題として提起してもらっておると思うんですが、そのことが制度構築に向けた国民的議論を行っていくということでもくくってもらってあるんやけど、例えば、私ら、もともと賛成の人間はそれで、原案のほうでええと思っておったんやけれども、加藤議員からこういう意見、文書を出していただいたということに関して、これで包含しておるのかな、どうかなというのがちょっとわからないので、正副委員長さんに説明していただきたいんやけど。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

広い意味でやはり国民的議論、まさしくその必要性を感じましたので、加藤議員の言葉を国民的議論に絞り、制度構築のときにも議論が当然行われると、そのときに議会、議員

の信頼構築というのにも包含させていただいてここではそういう意味であえて具体的な表現は控えさせていただいたんですが、願意としては含んでおるといふふうにご理解いただければありがたいかなと。

#### ○ 早川新平委員

私は理解するんやけどな。だけど、あえて二つ、すなわち、議会、議員への信頼構築と法整備に向けては広く国民的議論を行いという二つの指摘をしておったので、これで納得していただけるのかなと、それだけの話なんですけど。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

副議長のおっしゃることよくわかるというふうに思っていますが、当然ながら国民的議論の中に、議員、あなたたちどうなのよということが当然出てくる議論の中に入ってくるというふうに思うので、具体的な議会、議員の信頼構築という文言を避けたほうがかえってスマートかなという気がするので、ここはあえて国民的議論の中に包含していくんだという認識が我々にあれば、それでいいのかなという気はするので、もしどこかで聞かれたら、そういう議論もして、当然これは包含しておるんだと意識づけの中で議論してきたよということでもいいかなという気はするんですけどね。

#### ○ 早川新平委員

議長もおっしゃってみえた全国市議会議長会の中で協力してほしいということも言われてきておるので、厚生年金に加入することに関しては僕はもう全く反対はする必要はないと思うんやけれども、また、四日市市議会の中でこういう、本来であれば各派代表者会議の中で全員賛成であればそれで発議にできるんだと思うけれども、加藤議員がそういう懸念を示されていて、そして、意見を出されたので、そのところはちょっと重たいものがあるのでどうなのかなということに指摘をさせていただきました。

以上です。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 平野貴之委員

そういう解釈でいくということですね。

○ 伊藤嗣也委員長

そうですね。

○ 早川新平委員

いや、勘違いせんといてね。正副委員長案があかんというのとは違うでな。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、ご理解いただいたというふうに理解してよろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言を願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論もないようでございますので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、採決を行います。

発議第12号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、修正案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は修正案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、発議第12号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、修正案のとおり修正すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

以上で議案審査は終了です。皆様、お疲れさまでした。

○ 笹岡秀太郎委員

この修正案でおまとめいただいて本当にありがとうございました。

それで、ここから先の本会議での諮り方をちょっと事務局に、考え方だけちょっと念のために皆さん、各会派で聞かれた場合に、修正案が出てきたけれども、委員会としてこの修正案を可決したよという説明とこれからどうなるのという議事の流れ、今考えられるところをちょっと事務局に確認しておいてもらったほうがええかなと思いますので。

○ 伊藤嗣也委員長

貴重なご意見ありがとうございました。

事務局、説明をお願いします。

○ 濱瀬議会事務局主事

それでは、説明させていただきます。

今回、先ほど修正案のとおり委員会で可決をしていただきました。この内容について、12月21日の11月定例会議会最終日の本会議場で委員長から修正案のとおり修正すべきものと決しましたという報告をさせていただいた後、採決に移るわけですが、まずは、その修正部分の採決をしていただくと。その後、それ以外の部分について採決をしていただいて、両方認められればこの委員会の案が確定するという形になると思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

念のための確認でございますが、分科会長報告及び委員長報告は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それで、先ほど事務局の説明のと通りの進め方ということで。

○ 早川新平委員

一任で全然問題ないんですけど、先に修正案の部分の可決ならええけど、だから、修正部分があかんともしそっちが否決されてしまうと、もう一遍やり直しと。

○ 濱瀬議会事務局主事

だめとなった場合は、原案について採決をします、その後に。それで原案が可決されれば、一番初めに僕が読み上げたものが可決、原案すらもバツするんやったら、これを反対する。だから、まだ、本会議ではまだまだ発議者に出していただいたやつも可決はできるということです。

○ 笹岡秀太郎委員

各会派に戻っていただいて、経過を説明していただいて、修正案で賛同いただくことをまずお願いをしていくこと。それから、いらっしゃらないところには私個人的にちょっとお願いに行こうと思ってます。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、よろしいでしょうか、この件は。

(異議なし)

## ○ 伊藤嗣也委員長

ここで、事項書には上げておりませんが、執行部より報告があります。本件につきましては、各議員に対し金曜日にメールで連絡があり、ご存じかと思いますが、改めて委員会にて報告をいただくことになりました。本件については、原則として公開とさせていただきますが、個人情報についての議論が及ぶ場合は、非公開の対応をとらせていただきます。例えば、個人名であったり、そういうのは控えていただきたいと思います。

それでは、執行部、入室願います。

ちなみに、あす、教育民生常任委員会さんでも同じルールのもと進められることをご報告させていただきます。

それでは、資料の説明をよろしくお願いたします。

## ○ 内田財政経営部長

今、お手元にお配りしました総務常任委員会報告資料のほうの1ページをごらんください。1ページ、2ページ、見開きになってございます。

今回、市税滞納に対する未処理案件につきまして、概要を1番に整理させていただいておりますけれども、特定の市民、これは納税者1名ということでございますが、市税の滞納があるにもかかわらず、適正な滞納整理を行わなかったことにより、平成18年度及び平成23年度以降の市税本税846万7600円と、それに伴う延滞金832万9200円を消滅時効に至らしめた、こういった内容でございます。

資料の中ほどの表、上の表は、今回、消滅時効に至らしめた内訳でございます。合計としましては太枠のところ、総額1679万6800円と、本税が先ほど言いました846万7600円、延滞金が832万9200円と、そのうち、平成18年度に時効に至らしめたのがその右でございますけれども、記載のとおり総額361万7800円で、本税、延滞金の内訳は記載のとおりでございます。

それから、その右の平成23年度以降につきましては、1317万9000円が総額で時効になっておるといことで、本税、延滞金はその下のとおりでございます。

その下の表につきましては、上の表の太い部分の総額ですけれども、合計の欄、これを税目別の内訳としてもう一度整理し直したものでございまして、総額1679万6800円のうち、固定資産税が総額1483万7000円となっております。本税、延滞金の内訳は表のとおりでございます。右、市県民税につきましては総額195万6800円と、本税、延滞金は記載の

とおりでございます。その右、軽自動車税が3000円でございます。こちらは延滞金は生じませんので、本税のみとなっております。

それから、3番目、時効にはなっていないんですけれども、現在、この納税者の滞納額、本日時点でございますけれども、総額としましては377万400円と、本税が296万2200円と延滞金が現時点で80万8200円となっております。

税目別の内訳につきましては、その右の固定資産税、市県民税、軽自動車税の記載のとおりでございます。

それから、4番として、現在の状況及び今後の方向性でございますけど、本人と納付交渉を既に行っております、昨月から納付再開がされてございまして、早期完納、原則1年、最長でも2年という中で、そういった状況は非常に見込みにくいということで、再度交渉を行うとともに、所有する不動産の差し押さえを予定してございます。

それから、5番、再発防止、これはいろいろ言い方はございますけれども、全職員が法令遵守の意識をより一層厳格に持ちまして、案件に対する滞納整理の進捗状況を把握するため、これまで以上に担当から上司への報告、あるいは、上司から部下への指示を密に行うなど、上位職によるチェックを強化して、滞納状況に応じた適正な滞納整理を行ってまいりたいと、これは私のほうからも関係職員に周知してまいりたいと考えてございます。

それから、右の2ページ、別紙1でございますけれども、これは、左の平成18年度及び平成23年度以降、それぞれ時効を迎えておる債権を詳細に整理したものでございまして、表の一番上、平成18年度に時効になった部分については、時効年月日は平成18年7月31日と、本税は197万9200円、その時点での延滞金163万8600円となっております、備考欄には各税目の内訳を書いております。

①か④の数字は期別とご理解いただきたいんですけど、例えば、平成12年度の市と書いてあるのは市県民税のことでございます。これが年間で4回に分けてお支払いいただきますので、1期分から4期分が時効を迎えたと。それから、平成12年度の固定資産税も同様に1期から4期まで、それから、平成13年度の市民税の1期分がこの時点で時効を迎えておると、平成13年度の固定資産税の1期分も同様でございます。

以下、平成23年度以降の時効完成額につきましては下の表でございますけれども、平成23年度のそれぞれの時効年月日において時効を迎えたものがそれぞれ整理されておると、そういった形で表を見ていただければなと思っております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

○ 松村総務部理事

3 ページからは私のほうからご説明させていただきたいと思います。

職員への損害賠償請求の考え方についてということでございます。今回の事案が明らかになりまして以降、外部の弁護士に調査を依頼しました。その後に税法の学者、弁護士、税理士の3名の委員による検討委員会を設けて、職員にどのような責任を追究すべきか、問うべきかということを検討していただきました。

その際、結論としましては、時効になった額の15%の請求をするべきだろうということに至っておりますが、その際の根拠となった判例と事例ということで、二つございます。これ、いろいろ調査いたしました、類似のものはこの2件だったということで、この2件をベースに判断をいたしております。

まず、一つ目が3 ページのほうでございますが、参考裁判例ということで、大阪高裁の平成21年の判決でございます。事案といたしましては、特別土地保有税につきまして尼崎市におきましてコンピューターシステム等に適正に乗せずに、別途管理をしていたと。それによって、時効が完成してしまったということで、当時の理財局長と税務部長と資産税課長の3名に対しまして損害賠償請求訴訟を提起したというものでございます。その時効完成した額としましては、事案の下のほうにございますが、1億7000万円余りが時効によって消滅したということでございます。

判決の要旨としましては、3 ページの一番下にございますが、適正にやっておれば全額を徴収できた蓋然性があったと。4 ページのほうに続きまして、そういったことで職員には過失があると。ただし、使用者と被用者という立場でございますので、損害の公平の文体という見地から一定の減額をすべきだろうということで、この判決におきましては15%に相当する額を限度として損害賠償請求をすべきだというような判断が示されております。

もう一つ、2 番目の類似事例でございますが、これは、裁判ではございませんが、これも同じく尼崎市で起こった事案でございます。こちらにつきましては、入湯税を過少申告していたというものでございます。事案のところでございますように、尼崎市におきましては、平成12年から入湯税条例を制定して徴収することとなったと。ただし、その際に、



担当職員がそのスーパー銭湯と話をして、安い額でいいというようなことを口頭で約束したと。それによって、一定額7700万円程度の額が徴収漏れ、時効によって消滅してしまったというものでございます。これも当市と同じように委員会をつくりまして、その場で検討した結果、税務課長に対して10%の請求をすべきだというようなことの判断がなされております。

この二つの事案をベース、参考にいたしまして、本市、あるいは、委員会としまして15%、より本市の場合は裁判例の事案に近かったということもありまして、15%の損害賠償請求をすべきだということの結論に至っております。

説明は以上でございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

報告はお聞き及びのとおりでございますので、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

#### ○ 日置記平委員

今報告をいただいたこのこと自身は、なぜこう至ったかという原因分析をしておく必要があるわけです。多少は説明を受けましたけど、何が大切かと私が言いたいところは、リーダーシップです。いいですか。人を使い、人を動かす極意が部長にどれだけあるかというところで決まるんですよ。部長がいて、課長がいて、係長、それぞれ担当があつて、担当窓口で事が発生したときに、上司にそれが連絡が行って、最後、部長まで来てどう対応するかということさえきちっとしてあれば、このマニュアルができていないからこうなるんだよね。だから、問題発生して担当がけがをして、自分でけがを治そうとするから、能力がある担当なら、それはそれで即解決できるわけ、何も問題にならないんですよ。だけど、そのけがをそのままほっておくので、時間がかかってしまって、悪い人に悪いことが発生しちゃってこうなっちゃったんやん。

だから、起きたことは取り返しはもうつきません。だけど、これから、これからですよ。ミスはゼロを目指して、どうやって今見える担当のお二人の部長さん方がこれから取り組んでいくかということをつくっておかないと、また起きますよ、これは、絶対に起きる。だから、今回の起きたことの反省と対策を両部長がそれを、今もうできているかできてい

ないか知りませんが、本当はできていないといかんね。双方の部長の反省と対策案ができて、それを双方確認し合ってそれをそれぞれの部内に回覧して、そして徹底するということをしていかないと、これからも起こさないためにね。

それから、その中にはこういうことも必要だろうと思うんですよ。課内で問題が発生した、それがどうも難しいと。難しい問題ありますよ、それは。あるに決まっておる。それをどうするかということで次のステップとして、税の問題なので、四日市税務署とどういうふうな知恵の情報交流をするか。税務署と警察とは密接な関係ができてから、警察とはどうするかと。

この三つの部分が必要ですよ。このところをしっかりと反省の中に入れて、新しいマニュアルをつくっておいてください。ご列席の委員の皆さん方もまだいろいろ意見があるかもしれませんが、私としてはそれをもう徹底的にやっておかないと、次こういう不幸が起きないために、どうぞその策をつくってやってほしいと思います。できることなら、できたものをまた私たちに報告してもらうのも一つでしょう。やっぱり自己申告をしながらミス防止のためにそれを伝えるということが極めて重要であると私は思います。お願いしておきます。

以上。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

#### ○ 早川新平委員

逆に担当者から、何でこういうことに、取り立てができなかったという理由があるやん。異常なクレーマーやったということは聞いておるけれども。だから、今、日置委員がおっしゃったような再発防止のためにも、いや、こうやったからできなかったんですわと、僕はこれは聞かせてほしい、一つはね。

それと、15%の返還、例えば、今、この原課におる人と、先輩方、もう退職していった方もおるわけや。それ、僕、同類ではおかしいと思っておるんやわな。だけど、法的にできやんからと言うんやったら、本来であれば、市役所の業務をやっておるんやったら、市役所に対して損害を与えたのなら、与えた人間たちが100%弁償すべきやと俺は思っておるの、本来であれば。今、裁判例を出してもらったけれども、全部違うんさ。状況がな。

今、二つの事案を出してもらったけど。この案件に関しては、15%でも良とせざるを得ないやろうけれども、今後あるときは、自分たちが痛みを感じるんやと、そういう自覚を持ってもらったら対応は変わってくると思うんさ。今、皆、訓告、戒告の処分を受けた方々は僕は気の毒だと思っておるの。その当時の平成18年度か、それから、以前にやっておった人たちも本来なら責任なのさ。でもそれは請求できへんやろう、やめたんやから。

だから、そこの2点、やっぱりやらんと、もう本当にクレーマーやということを知っているんやけれども、一番あかんのはこの本人なんさ。名前も出ておらんけど。本来なら俺は出してもらいたいぐらいで、逃げ得というと、ほかの市民の方、みんな逃げ得やで。だから、真面目にやっておる人たちがばかを見るという社会だけはつくってほしくないんさ。

だから、その最初に現況のところの問題と、その後の対応と二つあって、今、日置委員が指摘をされたけれども、その時々への対処の仕方、風通しのよさ、警察や税務署やと、職員さんたちだけではできやんときにはどう対処すべきかという、ここの知恵を出さんと、またこれ、本当にひどいやつやと思っておるの。先ほどちょっと聞いたら、最近のやつは払ってもらおうようになっておる。そこそこ資産家やんか、これ。だから逃げ得を許すということ自体に関して僕は憤りを思っておる。それと、原課の職員の方が後で自分たちもそれは怠慢やと言われても仕方ないさ。現実にね。

だから、これを教訓として、今後は損害を与えたのなら、与えた職員さんが全額賠償するのなら、みんな取り組み方違うと思うわ。だから、職員さんを、それは私らは叱責せな仕方ないけれども、本来はこいつなんさ。俺はこいつと呼んで十分やと思っておるんやけど。本当言うと、公表しても俺はええと思っておるの。でなきゃ、そのほかの方々は真面目にやっておる人たちがばか見る社会だけは市役所がそれを先導するような法的にこれはもう手が届かんところですわと。法的にはそうやけど、人道的にはさ。本当に腹立たしい問題でね。だから、原課の方たち、特に今の方たちは、寝耳に水やと思うわ。担当しておったときのことじゃないんやからさ。だから、それをもうちょっと、僕、さっき冗談で部長80%で課長は15%やとか言ったけど、それぐらいの気持ちでやらんと。あれ、個人ならもう何としても取りに行くで。しょせん人の金やというような甘えが俺はあると思っておるし、心のどこかにはな。だから、それぐらい100%自分たちが自腹で損害賠償するという気持ちを持ってもらわんとさ。だけど、一番あかんのはこの人、こいつな。だから、それは俺は名前を出してもええと思っておるぐらいなんや。それぐらい腹立たしい。ある意味、当時はそこにおらなくて、今ここにおいて、何で俺たち15%払わなあかんのやという

ところもあるんやろうけれども、それも含めて、要は、絶対もう滞納させやんようなもう入り口で差し押さえできたんやで、それは肝に銘じてもらう。済みませんでしたと言うけど、じゃ、あんたら払えるんかと。それぐらいの気持ちを持ってもらわんと、俺たちここでこうやってぐずっておるだけになってしまうので、嫌がられることを言いたくないけれども、僕、こういうことあったら今後は自分たちが弁償しますというぐらいの気持ちを持ってもらわんと、また起こるで、これ。だって、向こうなんて法律、絶対よう知っておるやつに決まっておるんやで。払わん得を許さんというこのことだけは僕は肝に銘じてほしいし、こういう人間をほかのこの人以外の四日市市民のためにきちっと対処してほしいな。1人で対応できやんのやったら、みんなの力をかりたらええやんか。市役所へ来たのなら、来たときにこの人は払ってもらっておらんのですわと、それぐらいの、1人で対応するのではなしに、上司もおれば仲間もおれば、公僕としてやるべきことはやっぱり責任を持ってやってほしい。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

強いご意見でございます。

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

職員に対していろいろ課題はあると思うんですけど、該当者がどのようなことをやったかとか、どういうふうにかつこういふ経過に至つてしまつたかといふところの検証の部分と、今後の相手方への対応であつたりとか、それから、職員に対して賠償しなきゃならないといふのが本当にどうなのかなと思つて見させていただくと、やはり、地方自治法の第243条の2に職員への賠償責任といふところで規定をされていふ、きょう、監査事務局長も次長も同席されているのは、これ、その事実があつたら監査委員が、その事実があるかどうかといふのを監査しなきゃならないといふところがあるので多分同席されているかなと思ふので、その辺、今回のこの職員の賠償責任についてご見解があればちよつと説明いただきたいんですが。

○ 服部監査事務局長

今回、ちょっとこちらに出席させていただいたのは、監査の観点から定期監査の中でそういう部分について監査で見抜けなかったのかというところがどうなのというところがございまして、ちょっと同席させていただいたわけですが、今回の市税の滞納に対する未処理の案件でございまして、特に平成23年度以降の部分が非常に大きな金額が出てきております。これについては、当時、処理を行った収納推進課の定期監査の中で監査をさせていただくということになってくるわけなんですけれども、ただ、今回の事案そのものが欠損処分になっていなかったということがございまして、ということは、監査の調書上も出てこない、そして、また、欠損処分の書類もこの中には入ってこないということでございまして、ちょっと監査の時点ではそのようなことについては、そもそも監査の中で発見することができないということでございまして、ちょっとそこをまずは説明をさせていただきたくったということでございます。

そして、中川委員おっしゃった職員の賠償責任の部分でございまして、ちょっとその部分につきましては、私のほうからお答えをさせていただくのが適切かというのは、済みません、ちょっと申しわけないですが。

#### ○ 松村総務部理事

中川委員からご指摘いただきました地方自治法上の賠償責任について、今回、検討はさせていただきます。ただ、その条項につきましては会計職員とかその物品を保管する職員についての損害賠償請求に限るということで、もしそういったものに当たれば、監査委員の意見を聞いた上で責任があるかないか、あるいは、賠償額を幾らにするかということを決めていただくという手続になるんですが、今回の場合は、地方自治法のその規定には適合しないだろうという判断を最終的にはさせていただきます。弁護士等の意見も踏まえてですね。ということで、一般の不法行為、民法で、例えば、交通事故のときに損害賠償責任を負うというようなものと同じように、民法の不法行為責任という形で処理をさせていただいておりまして、そういう意味で監査の意見を聞くという手続は経てございません。

以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員

よくわかりました。これ、確かに会計管理者、もしくは、会計管理者の事務を補助する

職員となっていますので、だからその対象ではないと。一般の民法だと不法行為でということ、しかも、共同不法行為でということですよ。この判例もその民法の不法行為での請求ですか。

○ 松村総務部理事

この二つの事例、いずれも不法行為責任ということで処理されております。

○ 中川雅晶委員

その不法行為に当たるかどうかというところが、確かに時効にしてしまったというところの部分を不法行為と見ているんですか。

○ 松村総務部理事

この責任については非常に私としても慎重に検討させていただきました。先ほども若干ご説明いたしました、まず、外部の弁護士、県外の弁護士にある程度中立性を担保するという意味で、県内ではなく、あえて県外の弁護士にお願いして、そもそもこの責任があるのかどうか、職員に適正に時効を中断しなかったことについて責任があるかどうかということをもまず意見を求めました。その際に、職員に対してヒアリング等も行っていました、責任があるかどうかを判断するというので、責任につきましてはこれ以外にも、時効にしたことの責任は今、いろいろ判例とかもありまして、ほかの判例とかも踏まえましてやはり職員は時効を中断する義務があるだろうということ、それを怠った責任があるというような意見をまずいただきました。その後、先ほど申しましたが、税法の先生と弁護士と税理士による外部の委員会でも再度責任があるかどうかとどれぐらいの責任を問うべきかということをご審議いただきましたけど、その場におきましてやはり不法行為責任は否定できないだろうと、責任を負うということはあるというようなご意見をいただきまして、今回のような結論に至っております。

○ 中川雅晶委員

それは法律の専門家から見て、今回の時効にってしまったことに対する責任の有無についてされたとは思いますが、僕は素人的に見ると、非常に考えるところで、本当にそこまで責任があるのかなと。時効にした仕方であったりとか、経緯であったりとかという

のがよく私は存じ上げないので、そこまで損害賠償というところまで責任を問われるようなものなのかというのが非常にちょっと疑問な部分があるんです。明らかに民法に抵触するような一般的な不法行為の感覚からいくとどうなのかなと。先ほど副議長もおっしゃったように、第一はそのしっかりと本来なら納められるのに納めなかったということが第一義的に不法行為かなとは思いますが、今後はやっぱり職員のモチベーションであったりとか、職員の仕事の仕方、もちろん再発防止についてしっかりと組織として対応できるような仕組みづくりはもちろんしていただかなきゃならないんですけども、これを一部の職員だけに責任を負わせてというのが妥当なのかどうなのかが私の中では少し疑問が残るところかなと思うんですが、その辺は、総務部さん、法的にはどうなんですかね。

#### ○ 松村総務部理事

先ほど副議長からも厳しいご意見を頂戴しましたが、中川委員からもご指摘いただきましたモチベーションなど、職員としてどうあるべきかということにつきましては、先ほどの委員会のほうでもご意見をいただいております。収納推進課の職員につきましては、従来から非常に高い収納率を維持しているということも踏まえまして、さらに、モチベーションの維持確保という点も踏まえて、やはり全額請求するというのは職員の責任としては重過ぎるだろうという、副議長のご指摘はいただいたんですが、委員会としましてはそのモチベーションなり、従来からの収納率の関係とかを踏まえまして、せいぜい15%ぐらい上限だろうというようなご意見をいただいております。

#### ○ 中川雅晶委員

確かに過去の判例で15%、10%と出ていますけど、この辺、もう少ししんしゃくするという余地はなかったんですか。

#### ○ 辻総務部長

法律とか判例は、今、理事が申し上げたとおりです。ただ、この先ほど早川委員からも100%弁償して当然、法的には別として、そういう気持ちでやって対応すべきやと、これは、もうおっしゃられるところ当然だと思います。特に、今回、これ、税ですので、ほかの市民の方々、種々のいろいろな事情をもお持ちの方たくさんいらっしゃると思います。

その中で、公平であるべき極めて高い公平性が必要とされる事務であると思っております。そういうようなことも踏まえて、この外部の方々からは15%が上限という報告はいただいた上で、市としてもやはりこれは公平性の根幹になるようなものですので、また少し、厳しいかもわかりませんが、時効の中断であるとか、ほかにも取るべきものがあつたであろうと、それを時効で流してしまった、極めてこれは反省しないといけないと、そういうことで今回、職員に求償をとという判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

### ○ 中川雅晶委員

この中だけの話ではよくわかりませんが、総務部長としてはそういう考えで、一応判例の中のマックスのような数字での責任はあると、15%はやむを得ないというところのお考えはわかりましたけれども、例えば、組織としてももう少し早く弁護士対応とか、次の法的な手段にとかという、なかなかそういうシステムに至らなかったというところが今回の問題の根底かなとは思いますが、そうさせたのは一体何だったのかなというところがこの中だけでは私はよくわかりませんので、ただ、再発防止に関しては、これは今後、もしくは、いろんな部署で起こり得る可能性もありますし、ぜひそういう再発防止策というのを真剣に出していただきたいと思っておりますし、職員の処遇であつたりとかというのも十分勘案した中で、過度に要は厳しいそういう対応をしないようにする部分というのも慎重にしていかなければならないし、私が言っているのは、過度に担当者なり、担当部局のみに責任を押しつけて問題が解決するのではなくて、じゃ、どこにそういう課題があつたのかというのをもう一回、ちょっと再度、全庁的に検討というか、検証をいただきたいなというところだけとりあえず申し上げておきたいと思っております。

### ○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

### ○ 早川新平委員

中川委員が指摘したとおりやと私は思っています。全額弁償せえというそういう気持ちでやれということであつて、この案件に関しては15%と出たんやろうけれども、一つ誤解してほしくないのは、さっきも出たような時効中断義務を怠つたということについての罰



則でしょう。それであれば、当時おった人たち、もうやめた人もおるんだから、この人たちには全然及ばないんやわな、現実。それ、できるの、当時の。

## ○ 辻総務部長

今回、懲戒処分をさせていただきました。懲戒処分については、公務職場の規律の維持ということですので、現職職員にしか懲戒処分はできません。ただし、この求償については退職したOBの職員の人についても同様にお話をさせていただいております。退職者も同様の扱いをさせていただく方針で、今、現に対応をしております。

以上でございます。

## ○ 早川新平委員

例えば、ここ2年ぐらいで収納推進課とかそこへ来た人というのは、それこそ寝耳に水なんやわな。だから、私が言うのは、元凶は払わん人間が一番あかんのやけれども、その中でも払えないのと払わないやつといますやん。先ほど言った法的にはと言うけれども、その前に人道的にというのがあって、収納推進課なんか特に、もう本当にこの人、気の毒で支払い能力もないというのと、あっても払わんやつというのは結果は一緒かしれんけど、僕は大きな違いがあると思っています。だから、そういう意味で厳しくやれという意味で言っていないんですよね。だから、同じように今、部長が言っていたように退職職員にもということで、退職職員、それで納得してくれるかどうかやというのも一つあるやろうし、だから、職員さんは結果としてこういう処罰を受け入れると思うんやけど、退職の人はわからんよ。ただ、ここへ来るまでにやっぱり手を打たんと、逃げ得だけはもう絶対に許さんような形にしておかないかんわ。それが今、中川委員や日置委員が指摘したように、そういうシステムの構築なり、1人で悩むより、もう本当にそいつは、原課の中根課長がいるので、どうしてもそんなことできる相手と違うんですわと言いつ分あるやろうけれども、結果が全てになってくるので、私らが聞いているところによると、僕は名前を公表してほしいくらいですわ、わかっているところでは50歳前後で、すごいクレマーやということだけしか聞いていないんですわ。だから、皆さん一生懸命職務はやってもらっているんやけれども、それさえも何で時効中断義務をせんかったかとか、そういったところはやっぱりもう一遍きちっと洗い直して、二度と起こらんようなシステム構築をやっぱりやってほしい。それは職員さんにはお願いをしたい。中根課長、何かあったら言っ

て。

#### ○ 中根財政経営部参事兼収納推進課長

少しお時間とこの場をおかりしまして、私らの今回のこと、非常に迷惑をかけまして申しわけございません。

委員の皆様からいろいろご指摘、ご注意いただいておりますけれども、日置委員がおっしゃっていただいた部長のリーダーシップというのもありましたけれども、現場を預かる所属長としては、今回の件というのはいろいろやかましい人やとかというご意見も頂戴していますけれども、今振り返りますと、私の部下に対してのリーダーシップ、それから、法的認識というか、辻部長も申しあげましたけれども、税の公平性、その辺の認識が私自身欠けておったというふうに今、自分自身情けない気持ちと後悔の念というのを持っております。

それから、お話にもありましたけど、いわゆる困難な案件、その困難というのが払えないとか、払わないとかじゃなしに、相手が高圧的とか、そういう場合があった観点につきましては、以前は現場での対応ということでしたが、現状におきましては、総務課のほうに法令遵守推進監もいますし、あと、法的なものにつきましては、特定任期付きの弁護士さんという方もあって、その体制というのは以前から比べるとかなり構築されてきたものと私自身、考えております。そういったところで、下の声とか思いを吸い上げれやん私自身が本当に責任は感じておりますし、皆さんにご迷惑をおかけすることによって、これからの再発防止策というの是一遍、きちっと対応させていただいて、それに基づいて今まで私の中でもきちっとしてきたつもりというのがあるんですけども、よりきちっとしていきたいというふうに深く反省をしておるところでございます。ちょっと答弁になっていないかわかりませんが、申しわけございません。

#### ○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

今、11月から納付が再開されておるというけど、これ、具体的にどれぐらい納付されたのかというのが公表されているのか、それから、納付交渉、これはやっぱり市民、非常に

注目しているから、これは納付交渉の状況を市民がどういうふうにやっているかというのが見ていただけるような工夫はするのもしないのか、それから、早期完納が非常に難しい見込みにくい状況であるという判断の理由は何なのか、その辺がやっぱり市民にしっかり見えてこんとちょっとまずい部分があるので、その辺のちょっと答弁だけいただけません。

#### ○ 中根財政経営部参事兼収納推進課長

11月から納付が再開しているというのは、具体的には6万円を一旦お預かりさせていただいた、ご納付いただいたということでございます。

それから、報道の後ですけれども、きょうご相談がありました。その中できょうも6万円をご納付いただきました。

それから、もう一つのお尋ねでは、市民にこの案件がどうなったかというのは、個人情報守秘義務の関係もございまして、この辺についてはちょっと今悩んでおいて、私のほうからお答えができないというところで申しわけございません。

それから、早期完納というのは、この方については、借入金等もありまして、私どもが把握している現金の収入の中で返済が相当額あるというところで、早期は見込みにくいであろうということなんですけれども、きょうの相談の中では、一括してご納付を検討くださいということをお知らせ申し上げた次第でございます。

以上でございます。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

でも個人の情報を出せなんて言っていない。やっぱりどういうふうに行政がそれに対していわゆる特定の市民と言われておる方に、以降、納付が再開しておるけれども、行政としてこのようにアクションを起こしているんやとか、それに対して、この特定の市民がどういう対応をしたのかというあたりは明らかにしていったほうがいいよということを申し上げているんですよ。

もう一つは、見込みにくい状況と、これは言ったらあかんわ、やっぱり。その状況は、人それぞれ判断あるけれども、最大限の努力をしてもらわなあかんのやから、その辺はやっぱり表現ちょっともう少し、やっぱり市民感情からいくと、今、副議長が言われたように、それはあかんやろうという声がようけあるんやから、ぜひ見込みにくい状況であつても頑張っていくというそういうのが見えてこんとあかんの。

それと、所有する不動産の差し押さえ、これ、例えば、不動産のどれぐらいあるかというのぐらいはわかるの。それも個人情報になって出せないという部分ですか。

○ 中根財政経営部参事兼収納推進課長

これは、自宅の土地家屋、それから、事業活用しております土地一筆がございます。

○ 笹岡秀太郎委員

言いたいところは副議長と全く一緒に、こういうことがまかり通らんよということはしっかり姿勢を示してねということをおっしゃるんですね。ぜひその辺、この11月から再開しておるといっても市民にわかるような方法、何らかの方法を考えてやってあげてください。

もう一つごめん、その再発防止についてもそれに連動してくると思うんやわ。やっぱりこれだけ厳しくきちんと、そして、この内容についても多くの市民に公開していくよう、公表していくよう、それは、個人の情報はなくてもいいけれども、扱いについてはやっぱり公表していくんだということだけはやっぱり姿勢を示すということは再発の防止になると思うんやわ。その辺、ぜひ頼みますわ。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見を頂戴しました。

○ 早川新平委員

今の笹岡委員がちょっとおっしゃった個人情報って、Aさんの土地とかいえば個人情報やけど、Aさんのが抜けておれば誰のかわからへんで、そんなのは、それも公表できやんの。

○ 中根財政経営部参事兼収納推進課長

答弁しておいて今申し上げるのも何ですけれども、笹岡委員、それから、今の早川委員がおっしゃることについては、個人情報には当たらんと思いますので、何も出さないというつもりは毛頭持ってございませんが、慎重にというか、抵触しない範囲で出せるものは出す、示すものは示すというご指摘に何もご異議はございません。おっしゃるとおりと思

います。

以上でございます。

## ○ 早川新平委員

ありがとうございます。

だから、僕は冒頭で、この案件に関しては物すごい最初に聞いたときに腹立たしい、だから、逃げ得だけは許さない、その後の職員の方はまた次元の違う話やと私は思っておるんですね。そうすると、さっきも言った、払えないのか、払わないのかという、結果は一緒やけれども、そのために、笹岡委員も指摘したように、この人はどれだけの資産を持っておるんやと。例えば、借り入れが多いって、借り入れが多いということは、借り入れできるだけの資産を持っておるわけやから、だから、金ないやつに貸してくれへんで、だから、それは一緒のことなんですよ。1億円貸してくれたら、1億数千万円の資産を持っておる人なんやで、だから、そんなに誰か、名前を公表せえということは言っていないんですよ。例えば、50歳前後とか、それから、これだけの土地家屋の所有者ですって、当然、保護するというのは何でもそうで、加害者と被害者で、加害者のほうを何も言わない、だから、それは僕は逆やと思っておるので、そういうものは委員会で、せっかくこういう話をするのであれば、出せるものはこれから出していただきたいと思うわ。それによって、この人、やっぱり無理な人やったわというんやったら、人間的な感情は、法的なものはこうけれども、情状酌量の余地はあるよなというところまでは人間なのでできるので、市民の方だって、そういう人たちまでも何とかして、こら、食べやんと払えということはないんですわ。私らがやっぱりここは指摘せんと、何でももう済んでいたら終わりやということではなしに、きちっと、中根課長が謝罪してもらっていても、私ら、謝罪なんて望んでいないので、未然に防いでもらうことが一番大事なんやで、そのための構築をきょう、今からでもええで、やっていっていただきたい。だから、出せるものはまた出してください。

以上です。

## ○ 内田財政経営部長

委員の皆様からさまざまなご意見を頂戴しまして、私どもも肝に銘じて部内統一させていただきたいということと、それから、再発防止についてのシステムを、我々、ちょっと

油断があったというところで、それはきちっと押さえながら我々もカバーしていきたいと、その職に徹底させるということと、それから、今お話が出ましたように、今後のこの案件についてのいろいろな納付交渉、あるいは、我々の滞納整理の取り組みというのを、個人情報には十分配慮する必要はございますけれども、その経緯については機会を設けさせていただいた折にはご報告をさせていただくということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にございますか。

○ 藤田真信副委員長

笹岡委員、早川委員がおっしゃるとおりだと思っています。

ただ、1点だけちょっとその検証という部分のところで、また、先ほど部長から最終報告していただくということだったんですけれども、この滞納の時効の部分、完成時期を見ていると、平成18年度に1回あって、平成23年度の8月に非常に高額な496万円の本税額の時効が迎えたというところで、ある意味額が大きかったわけですね。その額が大きいにもかかわらず、それ以降、ずーっと消滅が時効が続いているというふうな状況ですね。だから、この過程ですね。中川委員もおっしゃっていましたが、早川副議長もおっしゃっていましたが、この間、その相手方と職員の方とのやりとりも含めて、どういった経緯があったのかというところもしっかりと精査していただくということが大事やと思います。その段階でどういう問題点があったのかというところは、もう逐一、この時系列に沿って、この段階でこうしておけばこうだったろうと、こういうことはなかったらうというふうなところをしっかりと精査していただきますように、その上で報告をしていただければというふうに思いますので、お願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか、ご意見で。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、私のほうから1点、済みません、正副委員長レクのときに申し上げたんですが、この方は税の関係で声大きい、クレーマーの方ですが、逆に、市が何度言っても言うことを聞かない、黙っていて、お金はあるのにという案件を申し上げました。だけど、担当の部署の部長がやる気がないから、市が労務費を10年以上も出し続けておる案件があるということは、正副委員長レクのときにも申し上げた。それに対して何ら説明がない。条例を適用すれば罰則規定で回避できるのをしないということに対して、そういうのも現実、この報告の場があるのにもかかわらず、部長自身がそういうことをやらない部があるということはどう一体、これ、考えておられるのか。処罰になるんじゃないですか、これ、職務怠慢じゃないですか。こういう場を設けておるにもかかわらず。

別件でごめんなさい、済みません。そういうこの逆バージョンがあるので、本当に残念で、それだけ申し上げて、そうしたら、もう他にご意見がないということで、終わりたいと思います。

○ 早川新平委員

先ほど笹岡委員が指摘したように、そして、また、課長が言っていたように、出せるものだけは報告させていただきますということをわざわざ言っていたので、まず、それはペーパーでいいので、総務常任委員会だけでも構いませんし、それは出せないというんやったら、ここで閲覧だけでもええから、そういう機会をつくっていただきたいです。

以上。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご意見はなしでよろしいでしょうか。

他にご意見はございませんですね。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

本件については以上となります。

理事者は退席ください。

委員の皆様にはもう少しだけお時間をいただいてその他の項となります。

どうもありがとうございました。ご苦勞さんでした。

済みません、もうちょっとだけ済みません。

所管事務調査は行わないということでございますので、飛ばさせていただきます。

11月定例月議会の議会報告会についての役割決めを決めたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

場所、日時は、平成29年1月15日日曜日午前9時45分から午前12時まででございます。場所は羽津地区市民センター、テーマ、防災全般についてでございますが、役割決めよろしく願いいたします。

どんな役割があったかな。

○ 濱瀬議会事務局主事

その前に一つだけ、3の報告書の確認についてなんですが、報告書をタブレットにまだ送れておりません。きょう中に送らせていただきますので、また見ていただいて、直すべきところがありましたら12月19日までに書記までご連絡いただければと思います。

役割なんですが、議会報告会の報告者、本日審査した部分の報告をやっていただく方、そして、シティ・ミーティングの司会をやっていただく方を決めてください。メンバーはお二人、それぞれお一人ずつで今回はいいかなと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、シティ・ミーティングの司会は平野委員で、議会報告会の報告はお一人で副委員長がやっていただくということで、ありがとうございます。

よろしく願いします。

それでは、皆さん、本当に長時間にわたり本日はありがとうございました。

16：10閉議